

第114回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和5年12月11日(月曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
	書記	大西由佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	江見秀樹
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	大下順世
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	山崎二郎
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	諏訪弘
	建設課長	笹谷一博	上下水道課長	古市宏和
	上月支所長	福岡真一郎	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	横本宗治	会計課長	内海義文
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	高見浩樹
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、御苦労さまでございます。

今日、明日の2日間、一般質問であります。議員の皆様には、当局との建設的な議論をよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、一般質問であります。

10名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名いたします。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本議員。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。

議長（小林裕和君） 岡本議員、マスクを取っていただいても結構ですよ。

11番（岡本義次君） はい。

岡本義次でございます。

今、世界的にロシアがウクライナ、イスラエルが、パレスチナのハマスのほうを攻撃したり、また、ミャンマーも自分とこの国民を迫害して、本当に人間って、一番、賢いにもかかわらず、一番※※なもの人間だな思っております。

そして、昨日、さようマラソンが三日月でありました。役場のスタッフの皆さんや、そして、一般の方の応援のスタッフの皆さんも御苦労さまでございました。うちの議員もハーフマラソンを走られて健闘されたようでございます。

さようマラソンで第1回、優勝したん私なんです。みんな、知っておってないですけど。

それでは、本題に入ります。

企業誘致の取組についてということで、佐用町には、働く場が少なく、子供たちは学校を出ると、阪神間とか東京のほうへ就職し、佐用町には戻って来られないことが多くあります。

若者人口の減少は、町内産業の衰退を招き、地域経済の活力やまちの魅力を低下させる

ことになります。

そこで、企業誘致の取組について伺いたいと思います。

1つ、合併以降の若者人口の推移はどうなっていますか。

2つ、これまでの企業誘致の取組には、どういうふうに取り組まれておりますか。

3つ、佐用町内には、既に久崎に工業団地が整備されているが、安定的な就業場所の確保のためには、新たな工業団地の整備が必要と思いますが、町長の見解はいかがでしょうか。

この場からの質問とさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。

今回、一般質問、10名の方からのご質問の通告を受けております。今日、明日、2日間にわたりまして、それぞれ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、最初の岡本議員からの第1点目の質問にお答えさせていただきます。

企業誘致の取組ということについてのご質問でございます。

まず、最初に、佐用町には、働く場が少なく、子供たちは学校を出ると、阪神間や学校を出た地域で就職をして、佐用町には戻って来られないことが多いということでございます。実際、そういうふうなことが、ずっと続いてきているわけでありまして。

非常にこれ、残念なことだというふうに思いますけれども、しかし、その理由として、町内に働く場所が少ないからとのご意見であります。このことは、以前から様々な場面で、そういうお話をお聞きすることはあるわけでありまして、例えば、町職員の採用試験の状況を例にとってみますと、最近5年間の事務職の募集人数の平均が採用人数が、募集人員ですね、大体年によって違いますけれども、平均7、8人程度となっている一方、その平均の受験倍率ですけれども、約4倍弱ということで、当然、募集数よりかは、かなり上回っておりますけれども、以前と比べますと、かなり低調であります。

そのうち、受験者に対する町内の出身者数、それは、3割程度に留まっております。町としても、町内出身者のより多くの方に受験をしていただいて、採用をしたいというふうに考えておりますけれども、実際には、採用したくても、そうした町内出身者の応募が非常に少ないという状況でございます。

また、佐用高校生への町内事業所からの求人募集状況につきましては、令和4年度の求人募集数31人のうち就職者数は4人、それも町内在住者は2人ということでありまして、また、令和5年度の求人募集数が28人のうち就職者数は3人ということであります。町内の事業者の方も非常に人手不足のために、何とか職員を採用したいということで、求人募集をされておりますけれども、なかなか、それに応える応募者が少ないというのが実際の現状であります。

したがって、その原因なんですけれども、やはり若者の都市思考というのが、やはり、これまでずっと続いておりますけれども、そういう都市思考が強いということと、それと、若い人たちが望む、やってみたいという、やりたいという職種、そういうものが少ないというのが、大きな要因ではないかというふうに考えております。

それでは、1点目の合併以降の若者人口の推移ということにつきまして、統計的にお答えをさせていただきますけれども、平成17年の国調で、人口約2万人のうち生産年齢人口が1万1,700人ということで、人口全体の55.7%を占めておりましたが、令和2年の国勢

調査では、人口1万5,800人余りのうち生産年齢人口7,540人と人口全体の47.5%というふうになっており、15年間で4,160人減少しております。また、若者人口のみですと、平成17年の国調では2,800人余りで人口全体の13.6%、令和2年の国調では1,380人余りで人口全体の8.7%になっておりまして、特に、急激に若者の人口減少が続いております。都市への若い人たちの人口流出を少しでもこれを防いで、若い人たちに戻ってきていただけるように、就職奨励金や住宅新築応援金、また、大学生等通学定期券助成事業など、そうした様々な若者定住施策を行っているところであります。

次に、2点目のこれまでの企業誘致の取組はということと、また、3点目の安定的な就業場所の確保のために新たな工業団地の整備が必要ではということについてのご質問、関連がありますので、一括してお答えをさせていただきますが、今後の企業誘致を考えた場合に、労働力の確保が必須ということになります。町の人口は予測では、令和22年、その2040年には、約1万人近くにまで減少をするだろうという予測であります。さらに、生産年齢人口が3,800人というふうに計算されておりまして、全体の37%余りというふうな見通しでございます。現状の町内事業所就職率を踏まえると、企業の進出に見合う労働力の確保ということが、町単独では、非常に難しいというふうに推測をされます。

現に、中小規模事業所におきましては、アジアを中心とした、今、約120人の外国の方が技能実習生や特定技能外国人として、製造業などの町の産業を支える大きな担い手となっているほか、佐用日本語学校の生徒の約8割が町内のコンビニや飲食店、また、福祉・介護施設などでアルバイトをされており、人員不足となっている企業や事業所において欠かせない労働力、存在となっております。

このような状況から、今後の大きな方向性としては、通勤圏内であり生活圏・経済圏をともにする、たつの市を中心とした播磨科学公園都市圏域定住自立圏や姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏を始めとして、岡山県や鳥取県も含めた各種連携組織などと、そうした連携を図りながら、広域的な企業誘致に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最も身近な場所といたしましては、播磨科学公園都市におきまして、県企業庁や関係市町等の関係機関と連携して企業誘致を推進しておりまして、分譲している産業用地、テクノの産業用地の95%が既に分譲済となっております。本町からも多くの方が通勤をされていることは、ご承知のことと思っております。

また、本町独自の企業誘致策としましては、学校等跡地利活用事業におきまして、廃校となった小学校や保育園を利活用いただく企業を募集し、各種事業を行っていただいております。今後、さらに、公共施設等の利用状況の変化によりまして、様々な施設の統廃合や新たな活用の検討、また、遊休地の増加等が予想されますが、今ある資産の有効な活用を図りまして、少しでも、そうした企業、事業所の誘致にもつなげられればということを考えているところでございます。

また、平成28年時点での事業所数が910件、従業員数が6,862人に対しまして、令和3年時点での統計では、事業所数869件、従業員数6,654人というふうに事業所数及び従業員数も年々減少をしておりますので、町では、佐用町商工会と連携して、既存の中小企業者を経済的に支援する融資利子補給事業や税制の特例措置を講じ導入した機械設備等に係る固定資産税の課税標準特例率を3年間講じ、課税免除し先端設備等の導入支援を行うほか、起業・創業に意欲のある事業者に創業支援事業や事業の継続のための新たな事業展開に対しまして、事業継続支援事業、親族又は第三者への継承を支援する事業継承支援事業に取り組んでおります。

引き続き、中小企業者の支援と若者の定住支援に加え、実現可能で持続性のある企業誘致等に、地道に取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

以上、このご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長から詳細な説明もありましたけれど、私が、佐用にある企業が江見の工業団地に 2 万平米の土地を購入し、そして、佐用からそこへ働きに行かれています。ですから、もし、工業団地があれば、江見まで行かれなくて、佐用に、そういう土地をつくり、そして、固定資産税が佐用に入るし、佐用から働きに行かなくてもいいんじゃないかと思います。

それと、上郡にもピュアランドの上のほうに、上郡の工業団地がございますけれど、それも円光寺の方も 2 人ほど行ったり、江川の方が行ったりして、働きに行かれています。

ですから、働くところが、やはり少ないんかなという気持ちがあります。

それと、自分のニーズと合わない部分もあるんですけど、親が年いって、帰って、親の面倒を見ながら、田舎へ帰りたいたいと言っても、働くところがなければ帰るに帰れないと、そういうふうなこともありますんで、なかなか人が佐用に定住されない。

それで、日本人学校の方やら、そういうよそから移住された方の働いておるの聞きましたら、岡山の勝央町へ行っておるんやと、佐用は働くところ少ないでなとか、また、そういうところへ行って、なかなか近くにはないんやということは、よく聞きます。

ですから、今、日本人学校の生徒さんも、やはり佐用はいいところやし、住みたいという声も、よく聞きますし、ですから、そういう方たちが、やはり、いろいろコンビニとか、また、看護のほうとか、たつのほうへ行かれる人もありますけれど、やはり、そういう人が、佐用に残って、佐用に住んでもらうような、そういうところを、もっと確保していく必要があるんじゃないかと思いますが、そこらへんは、町長、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、お答えしたとおりで、そのことについて、今、お答えをさせていただいたところです。

そうして、町内で、町中で、いろんな事業所があります。そこも事業所も人手不足で、本当に、そういう事業所を、これから継続して経営していただくためにも、どうしても人出が要ります。ですから、そこが、その事業所が、そこで仕事をする就職者にとって魅力のあるものかどうか、これは、それぞれの事業所の経営努力というのもしていただかなければなりません。

今、上郡のほうへ行ったり、テクノのほうへ行ったり、それぞれの事業所、また、企業のほうにも、佐用町内からも、そうして就職して、そこの企業で働いている方もいらっしゃいますし、また、上郡のほうからも佐用町へ来て働いていただく方もおられます。

ですから、工業団地をつかって、企業ができれば、それが一番いいんです。

ただ、上郡でも、じゃあ大きな工業団地があるわけではないですけども、当時、そうした企業が来られて、ああした工場がつくられ、その工場も当時から変わると、また、違

う業種に変わられたり、いろんな経過、変遷がありますけども、なかなか、佐用町内で、例えば、今、新たな工業団地だというようなことを考えられるかということ、先ほど、申しましたように、なかなか企業としては、そうした人の確保、従業員の確保ができる見通しがないと、まず、来てくれませんし、それに、どうしても今、企業としても土地が、昔、造成した土地であれば、既に、存在していればいいんですけれども、今から、そうしたところをつくろうとすれば、事業費からすると、すごい事業費が、土地の価格が上がります。高いです。だから、ああした、科学公園都市においても、工業用地として 80 か 90 ヘクタールぐらいあるんですけれども、今は、95%ぐらい販売になりました。残り少なくなったんですね、そこを、そういう中で、第2工区、第3工区というところというのが、当初の計画の中にはあるわけです。その中に、既に、1,000ヘクタールぐらい、既に先行取得、県用地、企業庁用地が取得されております。そういう土地でも、本当は、そうした新しい企業用地としたり、科学公園都市としての整備ができれば、今、岡本議員言われるような、先端技術的な企業が誘致できればいいんですけれども、やはり、今、そういう土地を、これから造成しようとするれば、また、莫大な工事費、事業費がかかり、土地代が、土地価格が上がります。

現在の販売してきた土地でも、当初の価格から、相当、いわゆる、いろんな優遇措置をして、土地の価格、実質的にかなり下げて、ようやく、今、ああして、誘致ができていますような状況ですからね、町が、例えば、単独で、そういう土地を取得して、造成、山地、山等を含めたものを造成しようとしても、なかなか企業に見合う、企業が考える土地の価格には、なかなか、価格そのものも要望に応えられない。そういうことですからね、やはり、今、申しあげましたように、私たちは、町内だけというんじゃなくて、生活圏としての近隣との連携の中で、お互いに企業の誘致を図れるような、特に、テクノ等についても、そういうことをお願いしよんですけれども、県、また、関連市町との連携ということの中でも考えていかないといけない。

町内では、できること。言わば、町で可能性のあることで、努力をしていくということ、そういうことを続けていかなければならないかなというふうに思っております。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 私、日経新聞とかBSで、ずっと 11時半ぐらいまで見て、勉強もさせてもらっておりますが、今日日、黒字であっても後継者がいないから辞めようかという企業が多いと聞きました。

ですから、私の提言として、副町長を2人制にして、肩書を持って、もう1人就けて、アポイント取って、そこへ行って、来てくれるまで諸葛孔明じゃないけど、三顧の礼を尽くして佐用へ来てくれと。それで、田んぼとか畑は、年がたって、買うと言ったら、みんな飛びついて売りますという人が多いんじゃないか思いますね。これだけして、12月号の広報見ましたら、びっくりしました、生まれた子供さんが1人、亡くなった方が、なんと30人からいらっしやって、こりゃ、人がどんどん減っていくなという考え、気持ちでございます。

ですから、町長が、安田工業を引っ張って来られたように、少しでも、1社でも、やはり佐用で来てもらえるところを探して、アポイント取りながら、三顧の礼尽くして、諸葛孔明じゃないですけど来てくださいますと。そして、何とか1つでも来てもらったら、久崎の工業団地も7社の300人からの人が働いていらっしやいますけれども、今、AIで、人も減っ

たんでしょうけれど、昔だったら、もっと多くの人がおったのかなという気はしています。

ですから、まあ、いろいろ町長も難しいところを申されましたけれど、頑張っ、佐用に少しでも、日本人学校の方や、それから、この間も、そういう方が泊まっていたところ、そこへ行って話したら、ここ1年前から空き家じゃばかり思っていたら、灯がついて、いや、私、ここ1年前から、ここに来させてもらっていますと。だけど、佐用働くところないんで、栗倉のほうへ働きに行っておりますとか、勝央町のほうまで行っていますということ、よく聞きますので、町長が、安田工業を引っ張って来られたように、1つでも、何とか、頑張っ、そういう副町長2人制にしても、誰か、片方、アポイント取りながら1つでも引っ張って来ていただいたらということで、私の提言として、この質問については、以上でございます。ありがとうございます。

それでは、2件目に入ります。

学校の諸般についてということで、コロナか、風邪かウイルスで、学級閉鎖があったと聞いておりますが、その後、どんな状態でございますか。

2つ目、各学校で不登校になり、休んでいる児童生徒はいるのか。学校ごと何人か分かれば教えてください。

どんな原因で休んでいるのか。先生の対応はどのようにされていますか。

そして、将来、児童生徒数が減り、小学校、中学校が佐用町で1校になるんじゃないかという、私も思っておりますけれど、その見込としては、今の生徒数から言えば、いつぐらいになるのかというようなことも踏まえて、そういう考えがあるのかどうか。

それから、各学校の人数は何人いらっしゃいますか。その数が何人になれば統合されるのかということですね。

それから、先生の業務が増えて遅くまで残業で大変ご苦労されていると聞きましたが、その原因はどうしてなのでしょう。残った分は、ちゃんと残業手当もつけていらっしゃいますか。

それから、中学校で、クラブ活動も人数が減りできなくなり、どうしているのか。

それから、新聞等で、クラブ活動の指導を外部委託している学校もあると聞きました。佐用町ではどうなっていますか。

それから、英語の外国人教師は、佐用で何人配置されていますか。

それから、トライやるウィークに行った生徒さん全員に感想文を書いてもらい、よいものは全校生徒の前で発表したり、トライやるウィーク後の生徒の状態はどうなのでしょう。

1つ、小学校、中学校で、図書の本はよく読んでいますか。

そのことについて、お尋ねします。

議長（小林裕和君） はい、浅野教育長、答弁。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、学校の諸般についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目のコロナで学級閉鎖になった後の状態についてでございますが、新型コロナウイルス等感染症の流行によって学級閉鎖になった場合、やはり一番懸念されることは、学習の遅れでございます。これまでも、インフルエンザによる学級閉鎖はありましたが、3年ほど前の新型コロナウイルスによる全国一斉休校や、繰り返し流行期による学級閉鎖は、今までに経験がなかったことで、改めて非常時における学習保障のあり方を教職員ともども、再認識したところでございます。

学習保障につきましては、これまでも、年間授業時数に少し余裕のある計画を立て、学級閉鎖等があっても遅れが生じないように対応してまいっております。また、コロナ禍の経験を踏まえ少し早めに授業を進めていくとともに、日々の授業時数を確認し、月ごとに進捗状況を学校全体で共有するなど、児童生徒の学習保障に努めているところでございます。

また、学級閉鎖のおそれがある場合は、1人1台のタブレットを持ち帰り、健康観察や家庭学習が行えるよう対応しているところでございます。

続いて、2つ目と3つ目の質問の各学校の不登校児童生徒の人数と原因、その対応についてお答えいたします。

文科省では、不登校の定義を、年間30日以上休んだ場合に不登校として集計しております。また、県へは1学期、2学期の不登校人数を報告しており、1学期は10日以上、2学期は20日以上の欠席人数が対象となっております。佐用町内の小中学校では、今年度4月から11月末までの20日以上の欠席者数は、中学校で12名、小学校では5名となっております。なお、プライバシー保護のため、学校ごとの公表は、この場では控えさせていただきます。

各学校では、不登校になったきっかけや欠席が続く理由について、原因を分析し、再登校に向けた支援を行っているところですが、その理由は、個々によって様々です。原因不明の無気力感であったり、学力不振から学習意欲が低下し行きづらくなったり、また、対人関係から精神的に不安定になるケースや家庭環境が影響している場合、また、病名として起立性調節障害と診断された場合など、様々な要因が複層しており、これが解決すれば登校できるというものでもございません。

学校へ行けない子供たちに対しては、定期的に家庭訪問や面談をして、家庭の様子を聞いたり、学校の様子を伝えるなど、学校と家庭が、その関係が途切れないよう心掛けております。また、教育支援センター「ほっとルーム」への入所を促したり、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した支援体制により、再登校へつながる支援に努めているところでございます。

次に、4つ目の質問の将来、児童生徒数が減り、小学校、中学校でも佐用町で1校になるのかと、5つ目の質問の各学校の人数は何人か、その数が何人になれば統合するのかということについてお答えいたします。

まず、12月1日現在の児童生徒数ですが、小学校は、佐用小学校が255人、上月小学校が132人、南光小学校が103人、三日月小学校が84人で、合計574人となっております。中学校は、佐用中学校が127人、上月中学校が76人、上津中学校が54人、三日月中学校が37人で、合計294人となっております。

規模適正化計画につきましては、小学校を4校に、中学校を1校とする計画に基づき、小学校は令和2年4月に統合が完了いたしました。中学校につきましては、これまでの町長の施政方針でも示されてきたように、小学校の統合が完了したことで各地域1小学校、1中学校となったことから、将来の規模適正化も見据えつつ、ひとまずは小中学校9年間を見通した連携教育を進めることとし、小中連携だけでなく、少子化に対応した小小連携、中中連携も取り入れた佐用町型連携教育を、現在、推進しているところでございます。

しかし、ご存じのとおり、年々、出生者数は減少しており、昨年、令和4年度に生まれた子供の数は47人と非常に少なくなっているのが現状でございます。こうした中で、当然、中学校の規模適正化も検討する必要があると考えております。しかし、ご質問の何人になれば統合するのかということにつきましては、具体の数値計画はありません。昨今の情報化技術の進展をはじめ急速に変化する社会に対応していくため、子供たちのよりよい学習環境はいかにあるべきか、いかに個別最適な学びを保証していくか、現在、検討して

いる最中でございます。

次に、6番目の教員の業務が増えて、遅くまで残業している実態があるが、その原因と残業手当についてのご質問にお答えします。

教員の業務量の増加については、近年、新聞やマスコミ報道等でも取り上げられ、教員の長時間労働が大きな問題となっております。

また、それが原因で過労による休職や退職に至る教員が増加し、そこを埋めるための教員不足にもつながっております。

教員の長時間労働が減らない原因としては、授業時間数の増加によって教材研究や授業準備に時間がかかること、中学校の部活動指導、事務作業量の増加、GIGA スクール構想をはじめとする ICT 教育の導入、特別な支援を要する児童生徒への対応の増加などが挙げられます。

休日の部活動の指導業務等については、特殊勤務手当が支給されていますが、公立学校教員の平日の残業に対しては、残業代は支払われてはおりません。これは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法ですが、残業代の代わりに給与月額4%が教職調整額として一律に支給されているため、そもそも教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、勤務時間の長短によって機械的に評価することは不適切との考え方が制度の基底にあることによります。

しかし、この4%の根拠となった1966年当時の超過勤務時間は月平均約8時間で、現在の超過勤務時間と大きく乖離している点も問題視されているところでございます。

学校現場では個々の取り組みはもちろん、一斉退勤日を設けたり、ICTを活用してペーパーレス会議などの業務改善や、教育委員会事務局も学校へ通達する文書を精選するなど、教職員の働き方改革に向けて、総合的な取組を進めているところでございます。

続きまして、7つ目と8つ目の質問の中学校の部活動の現状と指導者の外部委託についてということについて、お答えいたします。

ご指摘のとおり、生徒数の減少に伴い各学校とも部活動の運営にも影響が出てまいっております。特に、野球部では、数年前から単独でのチーム編成ができなくなり、佐用中と上月中、上津中と三日月中が合同チームをつくっています。さらに、今年度の夏の大会で3年生が引退し、現在、4中学校を合わせても1チームしかできない現状となっております。

こうした現状は、全国的にも課題となっており、このほど、文部科学省とスポーツ庁及び文化庁から部活動を地域へ移行する方針が示されたところでございます。方針では、今年度から3年間を改革集中期間と定め、まずは、休日から地域の指導者による部活動へ移行していくこととなっております。

佐用町では、どのような形で地域移行ができるか検討しているところですが、教員以外の指導者の確保や受け皿となるスポーツ団体が少ないなどの課題も多く、なかなか進められていないのが現状でございます。そうした中ですが、上月中学校の女子バレー部については、数年前からボランティアで指導に関わっていただいているOBの方をお願いし、11月から部活動指導員として、教員とともに指導に当たっていただいております。今後、他の部活動でも、そういった制度が導入できないか、引き続き、検討していきたいと考えております。

次に、英語の外国人教師は、佐用町で何人配置されているかのご質問にお答えします。

現在、佐用町では、2名のALTを配置しています。それぞれが中学校2校と小学校2校を担当し、毎日、専科教員と複数で英語と外国語の授業に当たっています。

次に、トライやるウィークに行った生徒全員に感想文を書いてもらい、よいものは全校生徒の前で発表したりしているのか。トライやるウィーク後の生徒の状態はどうかという

ご質問にお答えいたします。

佐用町では、6月の第1週目に中学2年生が地域の事業所等で「トライやるウィーク」の活動を実施しております。各校では、活動後の事後指導にも力を入れており、生徒が体験を振り返り、何を感じ、何を学んだかといった自身の活動の意味を考えさせたり、体験を通して実感した社会や地域に関わることの大切さや厳しさ、楽しさから、自分の進路や生き方について考えさせたりする時間を大切にしております。感想文だけではなく、レポート形式や新聞形式にまとめたものを元に、学校全体で交流する時間も持っております。また、トライやるウィークの成果が生かせるように、活動後も定期的・継続的にお世話になった事業所の訪問や交流にも取り組んでおります。このトライやるウィークの体験を通して、生徒自身が将来の進路選択や職業選択について、じっくり考える機会、きっかけにもつながっていると感じておるところでございます。

次に、最後のご質問である小・中学校で、図書の本はよく読まれているのかについてお答えいたします。

令和4年度のアンケート調査では、月に4冊以上本を読む子供は、小学生では5割強ありますが、中学生になると部活動等の影響もあって2割以下に下がります。各学校では、朝の読書時間を設けたり、学校図書館の開館時間や本の展示を工夫するなど、児童生徒と本、読書をつなぐ機会の確保に努めています。子供にとって読書は感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにする活動です。町では本年3月に「第2次佐用町子ども読書活動推進計画」を策定し、町立図書館と学校が連携しながら継続的に子供の読書活動の推進を進めているところでございます。また、三日月中学校は、今年度から2年間、県教育委員会の読書活動推進校の指定を受け、町立図書館と協力して、校区内の子供たちの自主的な読書活動を推進していく取組を行っております。この取組の成果を他地域にも広げていきたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 今、教育長から詳細について、教えていただきましたけれども、やはり、することが昔と比べて、AIも含めて、いろいろなことを、やっていかなければならないというようなことでして、子供に、そういう昔の中身と違って、詳細が複雑化というのか、多様化した中で、先生が教えることがたくさんになって、このどう言うんですか、やっぱり、それだけ遅くまでかかって、先生の新聞やテレビ見ましたら、なり手が無いというのか、だんだん先生も敬遠されてきたというようなことも新聞、テレビでもっております。ですから、そこらへんの改革は、今、教育長が、いろいろ述べられたんですけど、それ何か、もうちょっと、できるようなことはないんですか。改革。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） どうしても、やっぱり、学校現場の働き方って、やっぱり、学期始め、学期終わりというのは、やっぱり忙しい時期ではあります。もうそれは、避けて通れないことなので、その業務が少しでも緩和できるようにICTを活用したり、データで残し

ていくとか、そういったことで軽減はしておるんですが、それでも、やはり、そういった時期は忙しいのは事実ですし、佐用町で独自にできるかということも、なかなか難しいところですが、メリハリをつけた勤務をしようということで、定時退勤日を設けたり、今年は、町内一斉に定時退勤日を設けたり、それから、各学校、何時までには、もう帰ろうというような形を取ったりして、佐用町としては進めておるところですが、なかなか、教員のなり手が無いというのは、町単独では、なかなかいきにくいことなので、県や国のほうに要望して、やっぱり教師というのは、魅力ある仕事なんだということをPRしてもらおうとか、そういったことで頑張ってもらえるよう、要望はしております。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 私ら、そういう教師の資格もないし、中身的に、もうひとつ分からない部分が多いんですけど、例えば、今、教育長がおっしゃったように、この機械使って休んでおる子と学校とのやりとりも、何人か、そうやってして、その子が元気になって、また、不登校じゃなくて、また、学校へ出だしたとか、そういうふうな例はありますか。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） あるかと言えば、緩和して、出てくるようになったということもあります。

あるいは、ほっとルームに来ている子が、学校のほうに復帰していったとか、そういったことも、ICT を活用したりとか、いろんな興味関心を持たせることによって、そういった再登校いうんですか、そういったとことつながるケースもありますし、進路保障にもつながっているのは事実だと思いますし。ただ、やっぱり、それを支えているのは、先生の力量であって、やっぱり、コロナによって、タブレットが2年ほど前倒しになったということで、先生の、やっぱりタブレットの研修も、やっぱり大きな業務負担になっているのは事実ではありますが、そういったことにも、先生たちも頑張ってもらっていて、何とか、いろんな子供たちに対応できるような技術を身につけていただいているところでございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 確か、教えることがたくさんあって、ありすぎたというのか、それで、生徒さんにも、あれも、これもというような感じで、余計にそうだったのかなという気はしておりますけれど。

そして、例えば、一番最初のコロナとか、風邪、ウイルスで休んだ場合、遅れた場合、その分を後で夏休みとか、その休みの折出てきてやりよるとか、そういうようなことは、なかったですか。佐用では。

[教育長 挙手]

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほども言いましたように、3年ほど前の全国で一斉の休校になった、あれほど長い期間があると、やはり、佐用町でも、やっぱり夏休みを、ちょっと、短縮しないと、ちょっと、取り戻せないような状況になりますが、コロナでの1週間の学級閉鎖であったりとか、インフルエンザの学級閉鎖につきましては、年間の授業時数を少しゆとりを持っております。年間、指導要領では、1,015時間の時数で計画しておりますが、それを、さらに余裕をもって進めておりますし、それと同時に、それぞれの教科の教材がありますが、この教材は5時間ですとか、この教材は3時間でしょうとか、年間、その教材を1年通して計画を決めておりますので、それに従ってしております。そこにも、少し余裕がありますので、そういった1週間、2週間ぐらいの程度でしたら、何とか授業時数としては、確保できますし、最悪、年度を通り越して、次の学年に持ち越すことは、絶対無理なので、そういったところで、余裕を持って進めておるのが現状です。

[岡本君 挙手]

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 佐用で、野球が、子供の人数が減ってしまって、佐用と上月と上津と三日月がやっても、まだ、佐用町の中で1チームぐらいしかできんということで、今、大谷選手が世界的な脚光を浴びて1,100億円。また、佐用出身の小深田選手が、ああやって頑張っておりますので、やっぱり、そういうふうな自分が同じように、佐用の子でも、あれだけ頑張ることができるんやでという、野球やろうでというような感じで、私も野球が好きで、ずっとやってきましたんで、そういうやつは、続けて、子供たちにも、1つの夢を持たせてやるということで、やられたらええんじゃないかという1つになろうとも、やっぱりチームをつくって、上月のバレーボールでされておる方も知っておりますけれど、そういうふうに、そういう野球を好きな方が、そういう教えてでも、みんな一緒になって、やって取り組んでいかれるというのが、私らとしても、応援したいなという気もありますので、続けてやっていただいたらなと思っておりますが、そこらへんは、将来、どのように思っておってですか。

[教育長 挙手]

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 野球だけでなしに、それぞれの種目に、やっぱり魅力を感じて、そういうものが、子供たちが取り組んでくれたらなというふうには思いますけれど、児童生徒数が少なくなって、それを、いろんな競技に、やっぱり子供たちが、別々に興味を持っておりますので、やっぱり野球だけではなしに、サッカーをしたい。あるいはバスケットをしたい。そういった子供たちが、それぞれに希望を持っていけるような形がいいかなと。

野球に関して言いますと、大谷選手が各全国の小学校に3つずつグローブを寄附するという話が出ておりますが、まだ、その現物は来ておりませんので、また、そういったこ

とが、グローブが寄贈されれば、また、野球に関しては、また、興味を持つ子も増えてくるんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 人間の一番幸せなことと言えば、やっぱり体が元気で、健康であるというのが、人間、生涯通して、それが一番と思います。

ですから、私も子供を、野球が嫌いだったけど、3回泣いて帰ったん、3回引きずって行って、野球させまして、今でもずっと、フルマラソンとか、佐用マラソンも、東京の本社において、5回ほど来たり、姫路マラソンのフルマラソン走ったりしていますので、やっぱり、そういうことを、こまい時から継続してやることによって、体が元気になって、勉強にもつながり、そして、仕事にも、どんな仕事でも対応できるということで、とにかく時間があつたら、先生も一緒になって、運動場 10 回ぐらい毎日走ってください。それを申して、以上です。

次の質問に行かせていただきます。

飛龍の滝に防犯カメラをとということで、榎田のお滝さんが、黒田官兵衛の大河ドラマで有名になって、今でもマイクロバスやマイカーなんかで見に来られる人が多いと聞いております。

そして、やっぱり、ごみを捨てて持ち帰らない方がいらっしゃって、久崎の駐在さんが巡回に来ているとも聞いております。その地元住民からの要望もありまして、何とか、設置ができないのかということで、これは商工観光課ですかね、そこらへんは、どんなでしょうか。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 一般通告で受けておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

飛龍の滝に防犯カメラをとということでございますが、先ほどのお話のように、飛龍の滝につきましては、NHK大河ドラマ軍師官兵衛のタイトルバックに使用された滝として、その後、観光客が増えておりましたが、ただ、コロナの影響で、このところ減少をしておりました。最近、少しずつ、コロナが収束に向かって、訪れる方も増えてきており、観光事業者からも定期的にお問い合わせが入って、マイクロバスや車、バイクなどで、見学に来られている状況です。

ごみを捨てて持ち帰らない人がいるということですが、月に1回は、地元榎田自治会の皆さんが交代でトイレ清掃や周辺のごみ拾いをしていただいております。今のところ不法投棄などはなくて、ごみ拾い程度と聞いております。飛龍の滝に防犯カメラの設置ができないかということですが、常時設置する場合には、電源の確保が必要となりまして、飛龍の滝までの間には送配電線が現在ありません。カメラを設置しようとする場合に、かなりのそうした電気設備や費用が必要となるために、費用対効果から見ても、今、設置することは困難であるというふうと考えております。

しかし、観光名所である飛龍の滝の環境美化を保つためにも、観光客のマナー啓発も兼

ねたごみ捨てに対する対策は講じていく必要があるために、「ポイ捨て禁止」等の抑止看板が既に設置をしてありますが、さらに注意をしていただくように、啓発に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いいたします。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とします。

〔岡本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 私も、電線が引っ張っていないということが、やっぱり、1つの、ちょっと、そこまで、櫛田の、あそこの途中まではありますけれど、そこから、電柱を立てたり、また、電線引っ張ったりというような工事が伴うわけでございますけれど、将来において、もし、今のところは、そこまで考えられないということでございますけれど、ほかの点についても、もし何かあった時には、それがあれば、十分間に合うようなこととなりますので、将来見据えて、考えていただけたらと思います。

それ以上は、私は、地元の要請がありましたけれど、一応、私としては、その地元の人に、そういうことで、お伝えしますので、それまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、5番、大内将広議員の発言を許可します。大内議員。

〔5番 大内将広君 登壇〕

5番（大内将広君） 5番議席、大内将広、公明党の議員です。一般質問させていただきます。

今回は、3つ質問させていただきます。

まず、最初に1つ目の質問ですが、佐用駅に階段昇降機を取り付けてバリアフリー化対応できないかということです。

JR 姫新線、智頭線の通る佐用駅は佐用町にとっても一番乗客の多い駅である。智頭急行のスーパーはくとは、ここでしか乗れない。

その中で階段のある佐用駅は、足の不自由な方や高齢者の方にとって利便性が悪く、観光客も大きな荷物を持つての階段の昇り降りが大変である。エレベーター取付けは、町長が私の9月の一般質問で説明されたように、線路も動かすような大変な事業で莫大な予算がいると言われました。そこで、提案ですが、階段昇降機を取付けてもらい、対応できるのではないかと考えます。既に駅階段についているところもあります。船の狭い階段についているところもあります。経費もエレベーターよりは安く、維持管理も安いと思います。体の不自由な方、高齢者の方のためにも検討をお願いします。

あとの質問は、所定の場所でさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からのご質問に、まず、お答えさせていただきます。

まず、佐用駅に、階段昇降機等を取り付けてバリアフリー化に対応できないかというご質問でございますが、まず、これまでも何度も、こういう質問をいただいて、そのたびに、答弁をさせていただいておりますけれども、佐用駅を含め、石井駅や久崎駅などにおきましては、階段を昇り降りする必要があるまして、高齢者の方、また、体の不自由な方々、また、大きな荷物を持って移動される方々にご不便をおかけしておりますことは、これは、重々承知をしているところでありまして、これまでの一般質問でも、何度も取り上げられて、その都度、駅の構造上、非常に対応が困難であるということをご説明をさせていただいてきたところであります。

大内議員からの先の9月の定例会のご質問でもお答えいたしましたとおり、佐用駅につきましては、JR西日本が建設・管理している駅舎で、原則的には同社がバリアフリー化にも対応すべき施設となりますけれども、現在のバリアフリー法に基づく基本方針において、段差解消の目標とされる乗客者数の基準を佐用駅では大きく下回っていることに加えまして、構造上、大変、大規模な工事が必要となることから、JR西日本としてもエレベーターや階段昇降機等の設置等は、なかなかできないということでもあります。

今回ご質問の階段昇降機につきましては、いろんな機種があります。車椅子ごと乗降できるものや椅子型で人だけが座るものなど、様々なタイプがありますが、議員ご指摘のとおり、既に、都市部での階段等で、所々、設置されているものもございます。ただ、設置費用や工事規模などは、エレベーターに比べまして、当然、安価に設置できるというふうに思われますが、安全面での課題が多いというふうに言われます。既に、設置されている駅においても、使用に際しましては、駅職員等の介助が必要でありまして、駅職員が常駐をしていない駅では、なかなか、この設置は難しいということで、佐用駅での運用は、非常に難しいというふうに考えております。

この階段の昇降機については、既に、以前、平成28年だったと思っておりますけれども、町でも、そうした設備の設置ということで、検討も行き、JR側と相談を行っておりますけれども、一定の安全基準を確保することができないとのJRの回答がありまして、設置は困難との結論に至ったという経緯もございます。

このような状況によりまして、ハード対策としてのバリアフリー化は、佐用駅の構造上、非常に難しい、困難であるということから、駅を利用される車椅子利用者などの体のご不自由な方々等に対しましては、ソフト対策として、JR西日本と本町職員で相互に協力して、階段の昇り降りの介助等、移動の補助を実施しているところでございます。

なお、JR姫新線及び智頭線の普通列車をご利用の方につきましては、町の外出支援サービスなどもご活用いただきながら、播磨徳久駅などのようなバリアフリー化済みの駅からの乗降を、ご案内をさせていただいているところでございますが、智頭急行の特急列車をご利用の方につきましては、事前にJR西日本や役場へご連絡をいただければ、そうした介助をさせていただいておりますので、大変、そういうことで、ご不便をおかけしておりますけれども、現状での現実的な対応策ということで、ご理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、大内議員。

5 番（大内将広君） 町長の今の答弁で、平成 28 年に、町でも、いろいろ、この昇降機のことに取り組みましたということ、今、聞かせていただきました。

私自身、そういうことを、あまり知らなかったんですが、この質問する前に、いろいろと佐用駅の駅舎に行って、どのぐらいの広さがあるのかなというのを、ちょっと、調べてきました。

駅舎に入って、最初の階段が、横幅が 3 メートルほどあります。階段の段差が 13 段あって、こういうのを調べてきました。大体、そこには取りつけれるのではないかと。安全面は別として。

それと、地下に入って、改札口を通過して、右側に智頭線の階段があります。階段の横幅が 2.2 メートルほどあります。長さが 32 段ほど階段を上がらなあかんのんですが、大体 10.5 メートルほどあります。その間、年いった人が、どっと上がっていかなあかんということになります。それで、ホームの幅は 3.88 メートルぐらいありました。幅の広い階段昇降機はつけにくいなど。1.5 の幅の階段昇降機を、例えば、使うとしたら、70 センチほどの余裕ができて、取りつけれることは、取りつけれるのではないかとというような、安全面は、ちょっと、無視しての話ですが、そう思いました。

姫新線の階段は、通路幅 3.1 メートルぐらいの広さを突き当たって、それで、両方に上がれるようになっています。姫新線は、階段の横幅が 1.8 メートルほどしかありません。これも長さが 10.9。数えたら 33 段ぐらい上がっていかなあかんのです。ホーム幅は 5.2 メートルあります。で、智頭線より階段幅が狭いわけです。それで、両方に上がれるようになっておるので、例えば、片方だけを昇降機だけにしたら、また、違ってくるんじゃないかと、それから、本当は、難しいんですけど、そこに、片方つぶして、エレベーターをつけれるのではないかなと、勝手に思ったんですが、そういうことも思いました。

で、姫路の姫新線利用促進や活性化同盟などで、維持する方向で、いろんなことで取り組んでおられると思いますけれども、お年寄りが、これから、どんどん増えて高齢化になります。駅のバリアフリー化を、今、だんだん技術も発達して、安全面でも、この昇降機も安全面でも、どんどんよくなっています。再度、少し、そのへんも目を向けてもらえないかということ、どうでしょうか。ちょっと、検討には入らないのか、ちょっと、もう一度、お伺いします。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 最初に、答弁をさせていただいた、基本的なこと、それ以上のことが、なかなか申し上げられないのが現実です。

大内議員も、駅の構造を見に行っていたいて、これはもう、私たちも、何回も見て、当初、ああいう駅で、非常に不便な駅だというふうに、皆さん思われますし、私らもお年寄りの方、ご高齢の方には、大変、不自由な思いをしていただいているということ、心苦しく思うんですけども、ただ、あの駅をつくる時、これは経過がありまして、以前、国鉄線で智頭急行をつくる時には、あれを、あの駅というのは、高架駅になる予定で、最初の計画ありました。

ただ、一時、国鉄が民営化をされて、その中で、あの路線が廃止になるという、休止になってしまったんですね、工事が。その後、再開して、今の三セクの智頭急行を走らせるということを決めた時に、設計が見直されまして、結局、三セク、今、智頭急行と、そうした JR、国鉄とが分かれて、狭いところで、今のような駅をつくらざるを得ないというこ

とで、ああした地下駅、その時のある土地、その高架にしない。今の JR 姫新線と並べての線路を敷設するために、どうしても、地下の駅にせざるを得ないということの経過がありました。

で、そういう中で、ああして一旦下りて、当初は、あの上の駅の広場のすぐの待合室も計画にはなかったんですけれども、あそこに待合所というのは、つくってもらわないと困るということで、私も、当時の JR と、いろんな交渉をして、一旦、あそこで、上に待合所があって、それから下へ下りていくという階段になりました。

一旦下りて、また、上がらなきゃいけないということで、なかなか、やっぱり、階段数が多いということです。

だから、昇降機等、今の技術の中で、その後、そういうものがつくられていく。機械がつくられて、それが設置されているところもあるんですけれども、下の改札のところまで下りるところは階段が広いんですけれども、あと、今、言われるように、智頭急行にしても、姫新線にしても、非常に狭い階段になります。それと、非常に長い階段で、かえって、そういう機械的なもので、そこの上に乗られるということは、それを、本当に、もし、そこで事故が起きると、非常に、逆に大きな事故になります。ですから、その昇降機のほうも、つけたとしても、先ほど、申しましたように、そこに安全を確保するために、介助員が、全部つかなきゃいけないということです。

今、JR の姫新線と智頭急行も JR に委託して、改札のほうの駅員を配置を、あそこは、無人駅ではなくてしておりますけれども、しかし、見ていただいたように、時間的に、窓口を閉めている時間が非常に多い、夕方は、もう 7 時以降は、無人になります。

そういう中で、それを、ちゃんと確認して、安全を確保し、また、介助することができないという、1 つの人員的なこともあります。それは、人を置けばいいんじゃないかと、議員は言われるかもしれませんが、やっぱり、今、姫新線も、非常に赤字で、存続そのものが、非常に取り沙汰されて、心配をされているところです。

JR さんに、そうしてくださいという要望はできますけども、それが現実的に実現できる要望なのか、逆に、今、そういうことの中で、姫新線を廃止をするという方向に向かってしまうということは、私たちは、絶対避けなきゃいけないということでもあります。

だから、そういうところを、やっぱり勘案していただいて、町としても、職員も、JR のほうも一緒に連携をして、そういう介助が必要な方に対しての補助を行っておりますし、また、利用していただく方も、町内の方であれば、姫新線であれば、播磨徳久駅のように、基本的には同じ、そんなに距離があるところではありません、そこであれば、上月駅にしても、バリアフリー化がされております。そういうところの駅も利用していただくという、やっぱり、その工夫もお願いをしていかないと、そう簡単に、技術的に何とか、絶対できないということはないので、幾らでも金をかけて、人を置いてというふうな要望というのは、分かりますけれども、それは、要望であって、それが実現できるかどうか、現実のところは、やっぱり、きちっと見ていただきたいということをお願いするしかないですね。私のほうといたしましては、現段階におきまして。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） なかなか、この問題は、大変だと思いますが、今後の、いろんな流れを見て、また、検討してもらえればと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。
続きまして、2 つ目の質問に行きたいと思ひます。

親の働き方を問わず保育園に通園できる誰でも通園制度について、お伺いします。

総合経済対策で、親の働き方を問わず時間単位で保育所など利用できる誰でも通園制度を23年度の開始を可能となるよう支援を行うと明示。子ども家庭庁は、生後6か月から2歳の未就園児を対象に、試行的事業を全国の約150市町村で実施する方針です。育児の負担軽減策として子育て世帯から期待が高いことも踏まえ、前倒しで実施されることになりました。これを踏まえ質問します。

新たなモデル事業は生後6か月から2歳の未就園児を対象に、1人当たりの利用上限を「月10時間」とし、時間単位で柔軟に活用できるようになっているが、佐用町の一時預かりの現状はどうなっていますか。

②つ目が、保育師不足も考えられますが、取り入れた場合、現在の保育師の人数で対応できますか。

③番目ですが、保護者がスマートフォンなどで、簡単に空き状況の確認をする予約システムが必要ではないでしょうか。

④、保育現場の声を聞きながら保育士の待遇改善や配置基準の問題など取り組む必要があるのではないかと。

⑤取り入れるには、他にも問題はありますか、町として積極的に取り組んでもらえないか。

以上、質問させていただきます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの2つ目のご質問でございます、親の働き方を問わず、保育園に通園できる誰でも通園制度というご質問に対して、お答えをさせていただきますが、まず、その中で、大内議員からの質問で申されました国のモデル事業ですね、これは多様な働き方に対応して子育てを支援するために試験的に実施されるもので、一時的に保育する事業だということであり、実施した場合には、子供1人を月10時間を上限として預かるということで、それにかかる保育料や、携わる保育士の雇用経費などを国が4分の3補助するということではありますが、私は、この制度をつくられた時に、国としても、家庭庁が何かやらなきやいけない中で、本当に現実的なことを、現場分かっているのかなど、疑問を非常に大きく感じます。ひと月に10時間の保育園の保育ということで、そうしたことが、保護者のニーズに、なかなか応えられない。一時的に、本当に、もう1日、2日だけということであれば、そういうことを想定されているのかもしれませんが、そういうことであれば、町としても、今、取り組んでいることであり、国が、あまり国の大きな、家庭庁が新しい子育て支援事業だということ、大きく取り上げるほどの事業ではないなというふうに、私は、感じております。

佐用町では、そうした、モデル事業と言われる以前に、そうしたモデル事業に準じる、一時的保育事業を、平成19年から、もう既に行っております。

通常の保育を利用するには、同居する保護者が月48時間以上の就労をしていることが、一応、条件ということではありますが、これからご説明する3つの場合においては、就労時間の規程にとらわれず、一時的な保育を実施を、既にいたしております。

1つは、週に3日間まで就労している保護者のお子さんをお預かりする保育。2つ目は、出産、入院や介護、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ず自宅で保育できないお子さんを短期的にお預かりをする保育。もう1つは、小学校への就学前に、集団生活の協調性や学習

などの心身の成長を促すためにお預かりする保育ということでもあります。

お預かりするお子さんには、心身の成長や育休制度の期間を考慮して、生後8か月からというふうに規定をしております。

保育料は、2歳児までが1日1,500円、3歳以降は1,000円といたしております、これは周辺市町が1日2,000円から3,000円程度であることから比べますと、佐用町においては、安い利用料でお預かりをさせていただいております。

②点目の一時的保育を現在の保育士で対応できるかのご質問でございますが、令和4年度の1年間に、一時的保育事業で、延べ113人のお子さんを、町内の保育園でお預かりをいたしました。お申し込みは、健康福祉課の窓口で受けておまして、お子さんの年齢のクラスが、保育士の配置に余裕のある町内の保育園を調整しておりますので、全ての園で都合がつかずに、お預かりできないということもございます。

③点目のスマートフォンによる予約ということですが、こうしたシステムを運用するには、開発に数百万円と年間のメンテナンス料が必要であります。これまでは、一時保育を申し込まれた方が、電話や窓口で預ける日を相談していただいておりますが、昨今のIT技術の発展によって、役場職員が簡単にそのシステムを設定、運用できるようにもなってきましたので、その技術を活用して、一時保育をインターネットで申し込みがあった場合に、保育園でスムーズに受入れが可能かどうか、その運用を検討しているところです。受け入れる可能性ですね。受入れが可能かどうかということの調整の運用を検討しているところでございます。

④点目の保育士の処遇改善でございますが、保育現場の声は、保育士や調理師から、子供の発育にどう保育士が関わっているか、保育に必要な施設整備などの保育環境や保護者との連携など、聞かせていただいて改善に努めているところであります。

幸い佐用町の保育士配置数は、今現在は、国の基準を上回って、周辺市町と同程度以上を確保しております、子供たちが安全に園生活をおくれるよう、保育士が子供たちを大切にお預かりしているところでございます。

しかしながら、切実な問題は、2歳以下のお子さんを、お預かりをするようになったことや、子供の個性に合わせた保育を目指すために、必要な保育士の数が増える中、保育士の数に余裕がなくなっているということでございます。職員採用で保育士を、現在も募集をしているところでございますが、様々な職種で専門職が人材不足になっているように、保育士も全国の市町でも取り合いになっているというのが実状でございます。

佐用町では、そういう中で、令和3年度から、保育士の資格を持たなくても保育に従事する保育補助員、子育ての経験のある方等の配置をして、保育士とともに保育に当たる事業を始め、一層、そうした安全な保育に努めているというところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） 誰でも通園制度に、僕はなれば、子供が保育園に通っていて、妊娠して、例えば、会社を辞めたという時に、専業主婦になります。その時にも、通っている子供は、退園しなくても、1人目が通っていて、2人目の方が退園、腹の中において、要は、退園しなくてもよいのかということなんです、やはり同じように、退園するようになるのかなと思いますが、ちょっと、言い方がおかしいんですが…、いいですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

大内議員が、今、おっしゃっておられることは、おそらく、出産した場合、退園を求めることがございます。それは、2歳児以下の方ですね、3歳児未満の場合、退園というふうな形を求める場合がございますが、出産後、その年度内は、佐用町の場合は、お預かりしております。

それと、産後に、仕事を復帰するまで産休というものを取られて、3か月間は求職というふうな形を取らせていただきますので、求職活動、いわゆる仕事を求める期間というふうな形で、産休明けの期間という、8週後に、求職活動をしていただくという、3か月間を、それも保育園ではお預かりする期間というふうにさせていただいております。

ですので、佐用町の場合、非常に、年度内はお預かりさせていただくこととなりますので、出産の年度内ですね、例えば、10月に出産されました。その年度内、次年の3月31日までは、お預かりするというふうな形になりますので、非常に長期間、佐用町ではお預かりさせていただく期間があると思っております。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） ちょっと、質問の仕方が、ちょっと、おかしかって、要は、もう1つ、専業主婦でもね、結局、子供を保育園に預けることができるのかということなんです。誰でも通園制度は預けれるのではないかなと、今までのあれでは、預けれないけれども、そういう、今、言われたような感じで、預けれないけれども、そのまま、預けるようになれて、途中で、退園しなくてもよくなるのではないかなと思ったんですが、その点は、どうでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。お答えいたします。

専業主婦であっても、子供を預けれるようにならないかということで、ご質問を解釈させていただきます。よろしいでしょうか。

今のところ、佐用町における公立の保育園といたしましては、家庭での保育に欠けるということを基に実施しておりますので、就労が条件となっております。ですので、就労証明を取っていただきまして、お預かりさせていただくというふうな制度にしておりますので、今のところ、専業主婦だけで、お預かりするという事は難しいんですが、先ほど、一般質問のほうにもありましたように、一時的なお預かりですね、町長の答弁にもありましたように、冠婚葬祭、それから、週3日程度の就労であれば、一時的に、比較的安価でお預かりしていくというようなことを、佐用町では実施しております。

そこに関しましては、日数、月での日数の制限はございませんので、そういった点では、利用していただきやすいかなというふうに感じております。以上でございます。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） 私自身、ちょっと、もう 1 回、勉強してみますが、この誰でも通園制度というのは、専業主婦であっても、子育てに不安や悩みがあったり、孤立したり、感じながら奮闘している保護者もおられると思います。そういうことで、利用できる制度が意義があるということに、今回、新しく導入されて、まだ、試験的にやられているんですけども、そういうことが、今回の誰でも通園制度ではないかなと思います、その点、どないで、どういう、違うのでしょうかね。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 国が、今、まあまあ、そういう家庭庁なんかが、子育て支援という中で、今、保育園の通園について考えた、その誰でも通園制度、言葉では、今、言われるように誰でも通園するんだから、誰でも、いつでもできるんだと、国は、そういうことは、行っているんだという言葉では格好いいですけども、中身は、現在、先ほど、答弁でも申しましたように、月 10 時間これですよね。ですから、そのことから考えると、佐用町が、今、長年取り組んできたほうが、ずっと、時間的な制限もなしに、そういう家庭の状況から見て、そういう必要がある、保育の必要性があるという人については、お預かりも基本的に行っているということですよ。

ですから、大内議員が言われる、もう、そういう就労とかなくて、専業主婦でも、誰でもが、ずっと保育園に預けることができるんだというふうに、国もすると、それに対して、国も、ちゃんと、保育園、保育の補助、それにかかる経費、また、実際に、そうした保育士の雇用に対する費用、そういうものも、ちゃんと見ますよと、だから、どこでも、いつでも、誰でもかかるようにしてくださいと、それを国会議員に言っていたかかないと、本当にもう、そんな格好のいいことだけを、頭にバンと打ち出して、中身を見ると、先ほど言うように、そんな、たった月 10 時間が限度だと、これでは、やっぱり制度として、私は、先ほど、言いましたように、非常に疑問を感じるということを申し上げたとおりなんですけどね。はい。

これはもう、大内議員も、国会議員のほうにも、しっかりと、また、本当に中身のしっかりとしたものをつくってもらえるように要望していただければと思います。

[大内君 挙手]

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） 今回の誰でも通園制度は、そういう感じで、もう一度、私のほうからも、いろいろ検討して、国のほうにも訴えていきたいと思います。

そういうことで、現実に、専業主婦の方で、保育園に、ちょっとでも預かってもらいたいというような声も多少なりとも聞いていますので、その点は、今の制度では、ちょっと、難しいので、その点は、また、検討していきたいと思います。

以上で、この質問は終わらせていただきます。

最後の質問をさせていただきます。

コロナ対策と、今後、町としてどう取り組むのかということの問題ですが、コロナ接種後、後遺症に苦しんでいる方も少なからずあると思います。どう対応されているか。相談窓口を、どこにしたらよいのかという声も聞きました。その点をお願いします。

それから、令和6年3月31日に、コロナ接種全額公費が終了します。その後、町として、どう取り組むか考えがあるか、ちょっと、お伺いします。以上です。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

議長（小林裕和君） それでは、大内議員からの最後のご質問でございますコロナ対策と今後の取組について、お答えさせていただきます。

現在、新型コロナウイルスワクチンの接種は、議員もご承知のとおり、生後6か月以上、初回接種、1・2回目ですね、を接種された方を、そうした1・2回の接種を終了し、最終の接種から3か月以上を経過している皆さんを対象に、オミクロン株XBB（エクスビービー）対応のワクチンにて、9月20日から来年の3月末まで、町内医療機関や施設等で実施をしております。対象の皆様には、既に、接種券等をお送りをしていただいておりますが、3割以上の皆さんが接種済みとなっております、引き続き、医療機関のご協力を得て、これを実施をしてみたいと思っております。

こうした中、新型コロナの感染者数は、佐用郡医師会からの情報提供によりますと、9月は1か月間で249人と非常に多かったものの、その後10月は88人と大きく減少し、11月も20人程度に落ち着いております、感染者報告数が「ゼロ」であるという日も出てきております。

9月、10月、11月は、秋祭りのほか、町でも大規模なイベント等を開催し、感染状況について一抹の不安もございましたが、その心配をよそに、現在は、ある程度収束をしております、今日に至っております。一方、インフルエンザの感染者数も、現在は落ち着いておりますが、これは油断することなく、今後もワクチン接種や、手洗い、うがい等の基本的な感染対策の啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

さて、1点目のコロナ接種後、後遺症に苦しんでいる方も少なからずある。どう対応しているのかと。また、相談はどこにしたらよいかというご質問でございますが、まず、窓口といたしましては、健康福祉課へご相談をいただければ、お話をお聞きし、必要な対応につなげていきたいと考えております。

コロナワクチンの接種が始まった令和3年春以降、軽度で短期的な副反応を含め、体調不良を訴える相談は、複数件いただいておりますが、そうした相談を受けた際には、症状をお伺いする中で、医療の必要性があると判断する場合は、接種を実施した医療機関や、かかりつけ医への相談・受診を勧奨する等の対応を行っているところでございますが、これまでお伺いした相談内容においては、深刻で重篤な症状の相談はなかったものの、中には、今後の経過に注意を要する症例もあり、今は、その様子や状況を見守っているところでございます。

深刻で重篤な症状で、その発症がワクチン接種と時間的に密接であり、ワクチン接種以外の要因が考えられない場合には、いわゆる後遺症として認定を得ることで、健康被害救済制度を受けることが可能というふうになっております。

今後、そのような事例が生じた際は、国や県と連携を図りながら、制度に則して手続き

を進めてまいります。最終的に、救済制度に該当するか否かは、国が判断することとなります。今後も、そうした相談や症例に関しましては、十分注意をし、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、来年3月で、新型コロナウイルスワクチンの全額公費負担が終了する。その後、町としてどう取り組む考えかというご質問でございますが、新聞等で報道されているとおり、国では、令和6年度の新型コロナウイルスワクチンの接種について、重症化する危険性が高い65歳以上の高齢者の方、また60歳から64歳までの基礎疾患をお持ちの方を対象に、秋から冬にかけて、年1回、接種を実施していく方針を固めているようでございます。

また、それ以外の年代の皆さんも、実費を負担すれば接種が可能であり、おおむね、インフルエンザ予防接種と類似した形態での運営に向けて、今現在、準備が進められているようです。実際、分かりません。

しかし、現時点では、ワクチンがどの程度の価格で、どのように流通するのか、接種費用はどの程度が妥当なのか等、町での運営を検討・協議する上で必要な情報が、全く不足しているという状況でございます。

今後は、そうした詳しい情報が明らかになり次第、国や県の方針に基づいて、近隣市町等の状況も確認しながら、当然、検討は進めてまいりたいというふうに考えております。

今のところ、全く、そういうふうな情報が、ものが入ってきておりませんので、検討ができる状況ではございません。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、大内議員。

5番（大内将広君） 予防接種健康被害救済制度と、救済制度もあるということ、ちょっと、言われていまして、新型コロナワクチン予防接種によって、健康被害、病気になったり、障害が残ることが生じた時には、予防接種法に基づく救済、医療費、障害年金等の給付がある。それで、申請手続きは、住民票のある市町村に相談するという事になっていそうなんです、ちょっと、聞いた話では、ちょっと、手続きが、いろいろと難しいようなことを言われていました。この手続きは、どのような手続きになるのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

手続きが難しいと言いますか、非常にこれは、慎重にしていかなければいけないというような業務でありますので、診療がどうであったかとか、それから、状況的に本人さんの状況はどうなのか。それから、予防接種がいつされて、どういった時に、その症状が現れたかとか、そういったものを、調査することになっていきます。

ですが、本人さんにおかれましては、申請していただいて、少し医療機関等に問合せ、それから、医療機関からの診断書の請求ですとか、そういったものを取り寄せていただくことになると思いますが、そういったものがそろって、そして、町のほうで、県の医師会、

それから、町の医師会等々、先生方にお集まりいただきまして、学識経験者の方に、お集まりいただきまして、それで、審査を受けて、その審査書類でいかどうかというものを審査していただきます。そして、それを、県、国に、町から申請させていただいて、審議されるというふうな形になってまいります。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） コロナワクチン自体の症状というのが、それでなったか、何でなったか、非常に分かりにくいということもあって、いろんな、この方向で調べな、果たして、後遺症かというのが分かりにくいんだろうと思います。

それで、世界健康保険機構というのが、WHO が 2021 年 10 月にコロナ後遺症の定義を感染後 3 か月以上経過して、なお様々な症状が続き、ほかの病気が当てはまらない場合と定めて、多く見られる症状として、倦怠感や呼吸困難、認知機能の低下が挙げられています。

厚生労働省の調査では、感染後 2 か月以上経過しても、1、2 割の人に倦怠感の症状が残っていることが分かっています。症状があって、どこで診てもらえばいいか分からないという方が、相談に行っても、それは関係ないと言われることもあるようなことも、チラッと聞きましたが、要は、今、言われたように、自治体であれば福祉課に相談して、対応してもらえるようなんですが、かかりつけの医師と、それから、もう 1 つ佐用共立病院が、何か、県の何か、指定になっているんですか、そのへんは、どこもなかったら、そこに行って、相談すれば、医療としては、よろしいんでしょうか。ちょっと、質問させていただきます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

基本的には、かかりつけ医、もしくは接種を担当した医師にご相談していただくのが、基本だと感じて、認識しております。

ただ、申し訳ございません。佐用共立病院が県から指定の病院であるというのは、ちょっと、こちらのほうでは認識しておりませんで、申し訳ございません。その点については、ちょっと、ここでの答えは控えさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） 一応、いろんなとこ、国か県か、ちょっと、そのへんはあれなんですけど、佐用町は佐用共立病院、ほかのどこも何ぼか病院は挙がっていました。宍粟は、大きなあそこの病院かなと思ったら、また、違う病院が挙がっていました。

それは、インターネットで調べたら、そういうことで、一応は、そこの病院に行って、相談する。ほかになれば、そこに行って相談するようなことが載っていましたので、ちょっと、言わせていただきました。

そういうことで、これから、あれなんです、今、町長も言われまして、要は、来年に、負担が、助成がなくなりまして、それで、2024年度から65歳以上の高齢者と60歳から64歳で基礎疾患があり、重症化リスクの高い人については、国の交付税で接種費用の3割程度を補助した上で、接種を受ける人に、原則費用の一部自己負担を求めるという定期接種化が、ほぼ、その方向になるのではないかなと思います。

希望者が受ける任意接種となるため、自治体の補助を除き、費用は原則全額負担となる予定ですが、高いと受ける人が減る。適正な価格設定が必要で、任意接種を含めて、多くの希望者が、今後、接種できるような配慮を、国の動向も見てやられると思いますが、こちらのほうからも、どうか、自治体のほうでも、そのへんを、よろしく願いまして、私の、この最後の質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（小林裕和君） 大内将広議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時30分とします。

午前11時51分 休憩

午後01時30分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。ここで岡本議員より発言の申出がありますので、許可します。岡本議員。

11番（岡本義次君） 先ほど、一般質問の冒頭で、ロシア、ウクライナ戦争に関連した口述の中で、人類に対する不適切な表現がありましたので、その発言の一部を取り消したいと思っておりますので、許可をよろしく願います。

議長（小林裕和君） ただ今、岡本議員から、先ほどの発言について、会議規則第61条の規定により、不適切な発言であったとして、取り消したいとの申出がありました。
お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、岡本議員からの発言取消の申出を許可することに決定しました。
それでは、一般質問に入ります。
4番、高見寛治議員の発言を許可します。高見議員。

〔4番 高見寛治君 登壇〕

4番（高見寛治君） 議席番号4番、高見寛治でございます。
今回の私の一般質問は1点です。通告書に基づき質問をさせていただきます。

この席からは、佐用町自治体 DX、デジタルトランスフォーメーションの推進について質問をさせていただき、再質問については、所定の席から質問をさせていただきます。

国では、令和 2 年 12 月 25 日に、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、令和 3 年 5 月に、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法が公布され、令和 3 年 9 月に、デジタル庁が発足し、DX 推進に向けた法令や推進体制の整備が行われました。

これを受けて、佐用町においても将来の佐用町を見据え、デジタル社会の実現に向け、庁内デジタル化をはじめ、行政手続きのオンライン化等を計画的に推進するために、令和 4 年 4 月に情報政策課を新設し、この施策の推進に取り組まれています。

近隣地域では、バスの自動運転、ドローンやロボットを使用した防災、医療、福祉、教育、農業、商工業など、多種多様な分野でデジタル技術を活用した実証実験も始まっているようです。

佐用町においては、町の規模や地域特性に見合った自治体 DX の取組が必要と思われます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

- 1、今までの自治体 DX の実績及び進捗状況について。
 - 2、今後の自治体 DX の計画及び事業内容・方針等について。
- 以上、2 点について、お尋ねします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高見議員からの佐用町の自治体 DX、デジタルトランスフォーメーションの推進について、ご質問にお答えさせていただきます。

ご質問にありますとおり、現在、各自治体で進められている自治体 DX の取組は、来るべきデジタル社会に向け、国全体でその改革を実現する必要があることから、令和 2 年 12 月に、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、また、自治体 DX の重点取り組み事項を具体化した、自治体 DX 推進計画が策定されております。

同計画では、その目指すべきビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～」が掲げられ、「改革の実現には市区町村の役割が極めて重要である」と示されたことにより、国と地方自治体等の連携・協力による取組がスタートしたものでございます。

これを受け、現在、各自治体では、国が定めた重点事項を基本として、それぞれの特性に応じたデジタル化の取組が進められており、本町におきましても、より豊かで便利な町民生活の実現に向けて取組を進めているところでございます。

まず、1 点目のこれまでの実績及び進捗状況のご質問でございますが、町では令和 4 年 4 月に情報政策課を設置し体制を整備し、自治体 DX の円滑な推進には、関係する行政機関からの指導や支援が欠かせないことから、兵庫県デジタル改革課及び本町と連携協定を結ぶ全国でも先進的な取組をされている神戸市デジタル戦略部に赴き、佐用町の自治体規模にあったデジタル推進についてご教示いただくとともに、今後の指導を含めた全面的な協力をお願いしておるところでございます。

また、DX の取組を全庁的に強力に進めるためには、全体的な方針により確実に実施するための推進主体となる組織体制が必要であるため、施策の決定・推進・進捗管理等を掌握

する機関として、令和4年6月に、佐用町 DX 推進本部を設置し、スタートしております。

これまでの事業実績でございますが、担当課独自で実施したのものも含めると、令和4年度にはマイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑証明等の各種証明が全国のコンビニエンスストアで取得できる「コンビニ交付サービス導入事業」、各種行政手続きのオンライン申請を可能とする連携サーバ導入のための「ぴったりサービス導入事業」、事務決裁の電子化と公文書をデータ化し、業務効率化及びペーパーレス化を推進するための「公文書管理システム構築事業」、庁舎内のどこでもパソコンを使用した業務が行える環境を整備するとともに、Web 会議やペーパーレス化を推進する「庁舎内 Wi-Fi ネットワーク構築事業」、校務支援システムのクラウド化と校務系・学習系ネットワークの統合を図る「クラウド型校務支援システム導入事業」、タブレットパソコンの導入により議会運営のペーパーレス化を図る「議会タブレット導入事業」などを実施してきたところであります。

ちなみに、「コンビニ交付サービス導入事業」は、今年2月のサービス開始以来、非常に多くの方にご利用をいただいている状況であり、同時に窓口業務の負担軽減にもつながっております。

また、職員の業務効率化の取組といたしまして、改善が必要な事務・事業の洗い出しなど、各課の業務量調査を行い、今後の業務改善を推進するための基礎データの収集を行いました。

また、職員研修とし、DX 人材の育成を目的として、神戸市の幹部職員を講師に招き、議会、町管理職職員、一般職員の各層ごとに自治体 DX 研修を実施してきたところであります。

次に、本年度の取組でございますが、現時点での実施状況といたしましては、デジタル人材の育成と確保を目的に、神戸市デジタル戦略部に職員1名を派遣し、4月1日から1年間ではありますが、先進の取組、事業推進や運営など、専門的な知識を習得いたしております。

また、DX の推進には、民間企業等で専門知識を培った人材の起用が有効であることから、職員の人材育成及び DX の推進役を担う人材として、5月から最高情報統括責任者補佐官、CIO 補佐官を1名任用いたしております。

また、職員研修を10月に実施しておりますが、今回は CIO 補佐官が講師となり、主に業務効率化ツールの活用や情報セキュリティ対策の重要性などについて、職員の知識向上に努めたところでございます。併せて、全職員の情報通信技術の基礎と情報の取扱いについてスキルアップを図るため、オンラインによる ICT 基礎セミナー研修を行っております。

また、行政サービスのデジタル化においては、情報通信技術の恩恵を受ける人と受けられない人など高齢者層など格差が問題となっておりますが、町では、情報格差の是正への取組といたしまして、初心者向けのスマホ教室を開催し、自治体 DX 推進の上で重要な位置づけとなるスマートフォンに対する高齢者層等の不安の払拭と、インターネットやアプリの利活用方法を身につけていただく取組も行っております。

また現在、「ChatGPT」、「ロゴフォーム」などの業務効率化アプリケーションソフトの試験運用にも取り組んでおり、有効性が認められる場合には、今後、庁内業務において、積極的に、これを活用し、業務の効率化及び職員の事務負担の軽減につなげていきたいと期待をしているところでございます。

そのほか、令和7年度末までの実施目標が定められている自治体情報システムの標準化・共通化の取組については、システム業者との間で期限内での完了に向けた実施計画やスケジュール調整なども行っているところでございます。

進捗状況でございますが、本町の DX の取組は、まだまだ、スタートしたばかりであり、

実施内容も大部分が今後検討していく状況でございますので、現時点では、具体的な進捗状況をお答えできる段階ではないと思います。

しかしながら、国が定める DX 取り組み重点項目のうち、目標年度が定められているものについては、期限内での完了を目指して準備を進めております。

また、先ほどご説明をいたしましたとおり、既に、幾つかの事業が各課独自の取組として実施済であることから、部分的ではございますが、少しずつ取組が進められているものというふうに考えております。

次に、今後の計画及び事業内容、方針等でございますが、町では、今後、具体的な実施計画を作成する予定であり、この計画をベースとして各事業を展開していきたいというふうに考えております。

その上で、まず、先ほども申し上げました、自治体システムの標準化・共通化など、国が示す重点取り組み事項を最優先として、それぞれの取組事項を着実に実施をしまいたいというふうに考えております。

また、町独自の取組といたしましては、「行政事務の見直しと、利用者中心の町民サービス向上」、「町民や事業者等が容易に必要な時に必要な情報を享受できる、データ利活用社会の実現」、「円滑な ICT の活用が行える環境整備」の3つを基本理念に掲げながら、その取組方針を「住民サービスの向上に資する DX」、「庁内業務の改善に資する DX」、「地域の課題解決に資する DX」の3本柱に分類した上で、今後、取り組むべき施策を早急に検討していく予定でございます。

また、具体的施策の検討については、佐用町 DX 推進本部内に設置するワーキングチームを活用し、具体的に内容検討を始めておるところでございます。

また、佐用町自治体 DX 推進計画を限られた人員と予算で実現するためには、町職員のデジタル能力向上が不可欠でございます。引き続き職員のデジタル能力のスキルアップを図るための研修も実施をしまいたいと思います。

施策の検討に当たっては、インターネットやコンピュータの扱いに不慣れな方、特に高齢者層への対応を念頭に置きつつ、単にデジタル化を推進するのではなく、全ての町民が利便性を感じられるような、優しいデジタル化を前提に検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、同時に町民のスキルアップも図りながら、町の特性や規模に見合った効果的な施策の実現にもつなげていきたいというふうに考えております。

利用者中心の行政サービスを実現する上で、デジタル化は目的ではなく、あくまでも手段であり、デジタル技術やデータの活用により、利用者目線での業務効率化・改善を行うとともに、行政サービスに係る町民の利便性向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

最初に、重点項目の6つというのがあるんです。国が示したもののなんですけれども、その1つとしては、自治体の情報システムの標準化・共通化。2つ目として、マイナンバーカードの普及促進。それから、3つ目として、自治体の行政手続のオンライン化。4つ目として、自治体の AI・RPA の利用促進。5番として、テレワークの推進。6番として、セ

セキュリティ対策の徹底というのがあります。今、町長、説明していただいた中で、これについては、全体的には取り組んでいっておりますということなので、分かりました。

それでは、少し、具体的なことで、お聞きしたいと思うんですが、昨年12月議会の一般質問の公共施設の施設整備でお聞きしました。無線LANの整備状況では、役場庁舎、それから、観光施設、佐用駅など12施設にFREESPOT（フリースポット）を設置し、住民、来庁者に利用していただいているとのことでした。12の施設については、設置はしてあると思うんですが、面積の広い施設では、無線LANの環境が全ての階や会議室で利用することが、ひょっとしたらできないのではないかと思います。

例えば、分かっておればいいんですが、役場本庁舎、第2庁舎も含まれますが、文化情報センター、南光文化センター、三日月支所、笹ヶ丘荘では、どういうふうになっておりますでしょうか。分かれば、お聞きしたいと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 失礼いたします。

自治体がフリーWi-Fiスポットを提供している目的は、総務省においては、3つございます。

1つは、観光。それから、2つ目に防災・減災。それから、先ほど、議員がおっしゃられています住民サービス向上・行政事務効率化という、この3点で、佐用町においてもフリーWi-Fiを設置しておるところでございますが、先ほどのご質問の各貸館業務におけるの部屋はどうなっているかということでございますが、まず、12月にも答えましたように、12施設26か所、アクセスポイントがあるわけでございますが、まず、本庁ですが、本庁につきましては、それぞれ、本館1階、2階、1階と、本館については、貸館業務のしているところはございませんが、生涯学習課が管轄しております文化情報センター、これについては、常時接続という形ではございませんけれども、部屋ごとに、それぞれアクセスポイントが、利用者の方の希望によって、移設した上で、要望に応えるような形で使えるようにしてございます。

それから、言われた中で言いますと、昨年12月から増えている箇所はないんですが、今後、検討していかなくてはいけないと思いますのは、先ほど、議員がおっしゃられたように、一応、町としては、もう整備については、完成ということではありますけれども、これから、こういったデジタル化が進んでいく社会においては、貸館業務が混在する。たくさん大勢、ニーズが増えた場合に、稼働率を考慮しながら増えていかしていきたいとは考えておるんですが、それぞれの管理しております担当課において、ある程度、判断した上で、我々情報政策課とも判断しながら、進めてまいりたいとは思っております。

特に、貸館業務の中で、今、生涯学習課と同じように、まだ、常時接続でないところも、確かにございます。それは、現在、例えば、上月支所については、計画は既にしておりますけれども、南光支所でありますとか、三日月支所については、今後、どうあるべきか。住民のニーズを聞きながら検討できたらと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

観光、防災、住民サービスというところで考えながらやっていくということなので、文化情報センターのように、部屋ごとで必要ならば、そこへ持って行って使えるようにする。そういうのは、いいことだろうと思います。

全ての施設、会議室で利用するには、言われましたように、経費もかかろうかと思えます。精査された上で、必要と思われる場所には、整備をお願いをしたいと思えます。

それと、庁舎内 Wi-Fi ネットワーク構築事業というのがありました。この中で、データの共有やペーパーレス化の実績というのは、ありましたら、教えていただければと思います。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） それぞれの担当しておる部署のほうから、例えば、ペーパーレス化の実績については、総務課長のほうから、ちょっと、お答えしていただきたいと思えます。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

DX の目的の1つであります庁舎内業務の効率化という部分でお答えさせていただきたいと思えます。

総務課におきましては、令和5年、今年の4月から文書管理システムを導入しております。このシステムと言いますのは、要は、紙の文書をデジタル化しまして、それを一元管理しまして、検索や共有しやすくするというシステムでございます。

また、併せまして、電子決裁のシステムを導入しております。これまで紙の決裁様式、これに下位の職員から押印をしていくというような印鑑で決裁済ますというふうな方式を取ってございましたけれども、これもパソコンの画面上で文書を見て決裁するというので、今現在は、導入したばかりですので、紙の決裁と電子決裁併用という形になっておりますけれども、今後につきましては、ほぼ100%を目指して、電子決裁を進めていきたいというふうに考えておまして、これによります効果、ペーパーレスなんですけれども、実際に、コピー機の使用料金が減っております。具体的に言いますと、使用料金、この4月から10月までの7か月間しか、ちょっと、データはないんですけれども、この7か月間で、令和4年度でありましたら108万5,000円、コピー機の使用料が必要だったんですけども、令和5年度につきましては、63万6,000円ということで、約41%、コピーの使用料金が削減されているというような状況で、これは平均して、大体毎月35から40数%減っているという状況ですので、今後も、こういった経費の節減が続いていくものと考えております。

それと、あとペーパーレス化になっておりますので、印刷する必要がありませんので、コピー用紙とか、印刷のコスト、プリンター代とかインク代、こういったものが、まず、減ってくるというような効果があるということになっております。

それと、あと、基本的には文書をデジタル化しておりますので、全てパソコンにデータが入っておりますので、例えば、前でしたら、棚のところへ行って、文書を探すというよ

うなこともありましたけれども、今は、パソコンの中で、古い文書も、まだ、スキャンはしておりませんが、全てデータ化しておりませんが、今後、そういった、検索機能もありますので、そういった時間的な縮減もできているということでございます。まだ、ほかにもあるんですけども、主なところは以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

具体的に、そういうふうには、印刷代、コピー代の使用料が減されているということ、しっかりした実績が残っているように思われます。

町長の答弁の中にもありました議会のほうにタブレットを配付しているということもありました。これもペーパーレス化の1つであるようですので、我々も、しっかりタブレットを有効活用していかなければならないなと思います。

次ですが、証明書のコンビニ交付についてお伺いします。

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニから各種の証明書が取得できるサービスが、今年の2月から始まりました。このサービスについて、これまでの実績について、お伺いします。具体的なマイナンバーカードの取得率であるとか、コンビニ取得の件数等、分かれば教えてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えいたします。

まず、マイナンバーカードの申請率、交付率について、お答えさせていただきたいと思っております。申請率につきましては、11月30日現在で92.09%となっております。交付率につきましては、83.35%となっております。

それと、コンビニ交付の実績についてでございます。令和5年2月1日から開始いたしましたから、令和5年10月31日までの9か月間で2,604通の交付を行っております。月平均で289通のご利用をいただいているという状況でございます。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

この件数っていうのは、全体で2,604通で、月平均が289でしたが、2月から10月まで、伸び率みたいなやつはあるんですかね。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） はい、お答えいたします。

やはり、2月、3月につきましては、数字的には、2月には205通とか、3月は209通でございましたが、4月以降は平均して300通前後が取得されているというふうな状況になっておりますので、だんだんとコンビニで交付できるということが浸透しつつあるのかなというふうには思っております。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

件数が増えているということは、窓口対応が軽減されているということで、これの事務事業については、成果が表れているような気がします。すぐに機械での取得のほうにもいかないとは思いますが。これからも丁寧な窓口対応をしていただき、コンビニ交付できますよという説明もお願いしたいと思っております。

次にですけど、地籍調査のリモートセンシング活用について、お伺いします。

航空レーザー測量等のリモートセンシング技術を活用した地籍調査事業の実績について、お伺いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） お答えします。

まず、地籍調査事業ですけれども、リモートセンシングを活用したということで、山地についての事業ということになります。高精度な航空写真やレーザー測量を使用して境界を確認していただいて、それで事業を進めて行くというものでございます。

今現在の進捗といたしましては、西新宿地区1か所を、令和3年から始めまして、立会い自体は令和4年に実施したと、そういう状況です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

今、そのリモートセンシング技術を使ったのは、1つの地域ということですね。

これは、画面で確認ができるというふうに思っておるんですけど、これは、ものすごいええことかなというふうに思っております。

地籍調査の山林の境界の調査は、地域の関係者にとって、とても大きな負担になっていると思うんです。今後、この技術を使っていただいて、地籍調査の事業が早く進むことを期待しますが、今、1か所だけなので、今後、それを多く導入して事業が早く進むということは、どうなんでしょう。もし、分かれば。

〔建設課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 笹谷建設課長。

建設課長（笹谷一博君） 町といたしましては、今後の方針といたしまして、やはり現地に赴かないということは、やはり事故とか危険の回避、それから、危険生物ですね、今でしたら熊とか、マダニとか、そういった被害を回避するという意味においても有効な手段でございます。

それから、あと、期間的なスケジュールの短縮、それにも、かなり効果が出ますので、町といたしましては、今後、山地のみしか認められませんが、山地については、今後、新たに入る現場につきましては、リモートセンシングを活用した地籍調査を実施したいというふうに考えております。

それで、やはり、地元の方の合意、ご理解が必要となりますので、そこらへんも周知して、これから努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

まあ、地籍調査のこれからの事業推進がはかどればというふうな期待をしておりますので、どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですが、林業関係で、山林 ICT システムを取り入れた事業実績について、お伺ひしますが、これについて、何か、事務事業で進んでいるようなところがあれば、教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたします。

この度で、ここ1、2年で、こういった新しい取組したということはないんですけども、少し以前から森林 ICT ということで、先ほど、建設課長のほうが申しましたリモートセンシングの地籍調査の基となるレーザー航空測量、そちらを農林振興課のほうで、令和2年から3年にかけて実施いたしました。その成果を活用して、今、地籍調査に使われておるということでございまして、山の仕事をするにしても、やはり境界の明確化というのが大事なものであって、それがなかなか進まないの、境界が分からないので、森林整備も着手しにくいというところがあります。そういった中で、境界の明確化のためにということで、このような技術を活用していきたいというふうには考えております。

一方で、町有林化促進事業ということで、森林の管理、お困りの方の山林を町が引き取りますよという制度の中で、この森林 ICT の成果、境界のおおむねのところ、地籍調査が終わっておれば、バチッと境界は分かるんですけども、そういったものに、土地、場所の特定であったり、また、購入の材積、立っている木の立木の材積、そういったものも、このレーザー測量の成果を用いて算定させていただいて、その数値をもって契約をさせていただいているというところでございますので、各方面で活用はさせていただいております。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

高見議員、質問事項が、徐々に事前通告とずれてきているように感じますので、少し、注意をしてください。

4 番（高見寛治君） DX 関係でお聞きしているつもりで、私、おりましたんで、すみません。

今、農林振興課長が言われました、そのリモートセンシングの技術を使ったので、地籍調査、それから、町有林化等の事務事業がスムーズにいくようになっていくということだったです。

もう1つ聞くんですが、この技術、デジタル技術といったほうがいいかもしれません。獣害対策等について、何か活用できるようなことがないですかね。

少し前の会議、集まりの中で、レーザーを使って、害獣が嫌がるような装置をつくったというのを、ちょっと、耳にしたんですけど、もし、そういうようなことがあれば、お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 獣害対策ということで、確かに、以前、お話をさせていただいたと思うんですけども、その忌避装置として、レーザー光を発射させて、レーザー光も、いろんな形、形状を変化させて、動物が嫌がる。その結果、それを見た動物たちはそこに近づかなくなるというものがございます。

実験的に、それ、今、実証実験で一部の地域で使用して、その効果を検証しておるところではあるんですけども、そのもの自体は、DX かと言うと、そうではないかも分からないんですけども、ほかの活用の仕方、例えば、大量捕獲をする囲いわなというものがございます。ある程度、動物慣れさせて、大きな囲いの中に複数頭入ったものを、例えば、頭数を、その ICT 技術で確認して、何頭以上になったら、もうパシャッと閉めるとかというような装置もありまして、いろいろ試してみたいところではあるんですけども、やはり、そういった場所というのが、なかなか通信環境がよろしくないという課題もございまして、そこも併せて、ちょうど、今、そういった専門家の方の意見が聞けるような、そういった事業にも取り組んでいるところでございます。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、高見議員。

4 番（高見寛治君） 役場各課で、この DX に、取組が進められていると思います。

全ての課に聞くことはできませんが、今後も取組のほうを、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ICT の活用により町民サービスの向上や事務事業の効率化、推進化をはじめ、将来起こり得る社会変動への対応も含め、誰もが安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現を目指す。これが佐用町の DX の計画の中にある文章なのでござい

ます。

今後は、ICT 等を使って、介護、福祉の事務事業が進んでくると思われます。現在、分かっている範囲でいいんですが、この介護福祉関係で具体的な事務事業の計画はありますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） まず、介護保険のほうからお答えさせていただきます。

現在、策定を進めております第9期佐用町介護保険事業計画におきましても、計画策定にかかる兵庫県の基本指針に準じ、介護需要の増大に伴う人材不足により増加する介護職員等の業務負担を軽減し、介護サービスの質を確保するために、ICT 機器等の導入による事業所間の連携促進など、町全体の介護現場の生産性向上の取組について、ご審議いただいているところでございます。

また、現役世代人口の減少による介護人材不足も視野に入れ、第9期というのが、令和6年度から8年度になりますが、この期間中に、この取組を充実させていきたいと考えております。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、高見議員。

4番（高見寛治君） DXを使った事務事業の効率化というのは、ハード面の整備だけでは不十分でございます。事務担当者、関係の住民の皆さん、それから、技術関係者が十分協議をして、つくり上げていくことが必要であります。

DXのさらなる推進に向けて、人材の育成、意識改革が必要になってくると思います。

答弁の中でもありました、人材育成については、研修会も行っているということでありますので、どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ハード面、ソフト面の組合せで、よりよい事務事業がつくり上げられていきます。事務の効率化だけを目指すのではなく、より住民の皆さんに寄り添った佐用町の現状、規模、地域特性に見合ったデジタル社会の実現を目指していただくことをお願ひいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

続いて、3番、幸田勝治議員の発言を許可します。幸田議員。

〔3番 幸田勝治君 登壇〕

3番（幸田勝治君） 3番議員、幸田勝治でございます。よろしくお願ひします。

一般質問の通告書に基づいて、質問をさせていただきます。

農地を守る、強い農業をつくっていくための取組について。

農地を守ることに付いてですが、農地が農業に使われず、他の用途にも転用できないまま荒れていっている寂しい風景が身近に感じられます。荒廃農地等がこのまま増えていけば、害虫などの発生増により周辺農地への被害、さびれた風景、不法投棄等弊害も考えら

れるが、その対策について、お伺いします。

現在、農地として使われていない遊休農地、耕作放棄地、荒廃農地等の面積は、どれぐらいになっているのか伺います。

町として、新たに利活用を推進するような政策を考えているのか伺います。

佐用町では、農村が持つ多面的な機能の維持、農地や農業施設の保全、多面的機能支払交付金事業として、佐用町水土里会が設立されていますが、佐用町水土里会の活動の現状、組織ごとの課題、その対応策について伺います。

農業は、国民に食料を安定的に供給する役割を果たしながら、地域の経済を支えています。農業を守り、強い農業をつくっていくための取組についての考えを伺います。

農業の担い手確保補助金の現状と課題について、今後の見通しも含めて伺います。

あとの質問については、所定の席からさせていただきます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、幸田議員からの農地を守る、強い農業をつくっていくための取組についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員のご発言のとおり、過疎化と農業者の高齢化の進行に伴い、荒廃農地の拡大が進んでおりまして、その結果、景観の悪化はもちろん、病虫害や獣害被害などにとって、大きな農業全体に対しての課題となっております。

そこで①点目のご質問でございますが、遊休農地、耕作放棄地、荒廃農地の面積はどのぐらいかということについて、お答えをさせていただきますが、まず、それぞれの語句について、同じような遊休農地とか放棄地、荒廃農地、同じようなものに聞こえるんですけども、それぞれの意味合いがございますので、その点について、少し整理をさせていただきます。

「遊休農地」は、農地法における「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地」ということで、法律上の用語となっております。

また、「耕作放棄地」は、農林業センサスにおいて使用される統計上の用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けをせず、この数年の間に再び作付けをする意思のない土地」ということであり、「荒廃農地」は、例えば、既に植林がされているなど「耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」ということでございます。

耕作放棄地は、2015年時点での数値となりますが、139ヘクタールあり、町全体の耕地面積1,870ヘクタールに対して7%を超えております。そのうち、耕作しようと思えばすぐに作付けが可能な「遊休農地」は、令和4年度末時点で、544筆、約25ヘクタールというふうになっております。

次に、②点目の町として、新たな利活用を推進するような政策を考えているのかということについてでございますが、過疎化、高齢化が進む中において、現在、耕作されている農地においても、維持をしていくことさえ厳しい状況にございます。

本年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法では、将来の農業や農地利用の姿を地域計画としてまとめるよう、全ての農会を対象に令和7年3月までに定めることとされました。この計画を定めるために、各農会の会合に町農政担当職員や農業委員会、担い手

となる農業者などが加わり、地域の 10 年後の農地の利用の目標地図を作成いたします。町内全域が対象となっておりますので、非常に大変な作業でございますが、地域農業を考える上では、地域において、守るべき農地や将来にわたっての営農体制等を話し合っていたく非常によい機会と捉えて、これを推進してまいりたいというふうに考えております。

また、耕作条件が悪い農地では、従来のお米を中心とした営農は困難であると思われるので、牧草等飼料作物の栽培も検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。新たな利活用とのことではございますが、現状が農地である以上、やはり農地としての有効利用を図っていかねばならないというふうに考えております。

次に、③点目の佐用町水土里会の活動の現状と組織ごとの課題及びその対応策ということについてでございますが、平成 19 年度から農地・水保全管理支払交付金としてスタートし、平成 26 年度からは、多面的機能支払交付金となり、現在に至っている事業でございますが、令和元年 6 月に広域化を行い、佐用町水土里会として町内の組織を一本化して運営をいたしております。この制度は、各組織において、比較的自由に日常の農地等の維持管理や共同活動の経費のほか、農業用施設の改修等に活用できるものでございます。この制度の創設により、町単独土地改良事業の補助金を軽減することができるほか、地域において迅速に対応でき、区域内の農地が確実に維持管理されるなど、大変、有効な事業であるというふうに考えております。そこには、現在、91 組織に加盟をしていただいております。対象農地面積 994.3 ヘクタールでございますが、未だ、未加入の農会もございまして、引き続き勧誘に努めているところでございます。

一方、課題といたしましては、いずれの組織においても共通の課題でございますが、やはり過疎化と高齢化により、活動できる人が少なくなっているということで、マンパワー不足が最大の課題でございます。中には、議員もよくご承知の地域もございまして、活動できる人の確保が困難なことから脱退を申し出られる組織も現れてきております。このような申し出に対しましては、水土里会に加入しているからこそ、現状が維持できている農地や環境が、脱退することにより荒廃するおそれが高くなるため、何とか継続をしていただけるように慰留しているところでございますので、議員におかれましても、ぜひ、ご協力のほうを、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、最後のご質問でございますが、農業の担い手確保補助金の現状と課題ということについてでございますが、この制度は、1ヘクタール、1町以上の農地を経営されておられる方を対象に、1反当たり、認定農業者へ1万円、その他の農業者の方へは7,000円を助成するというもので、本年度は、認定農業者30名に対して3,000万円余りを、一般農業者77名に対して650万円余りを助成をさせていただいております。

この事業費につきましては、年々、担い手や大規模農家への農地の集積が進んでいることから増大を続けており、平成 18 年度には総額で 1,200 万円程度の予算規模でございましたが、現在では、その 3 倍以上となっており、それだけ、担い手に農地が集積できているということでございます。財源については、過疎債を充当しているところでございますが、今後においても、当面の間は、ますます、これ増加傾向にあるというふうに、予測をいたしております。

この制度は、耕作放棄地の増加を食い止めるための施策として創設したものでありまして、近隣の自治体においても、同じような、これだけの支援はできている自治体はないというふうに思っております。

この制度があることによって、担い手の方に農地を引き受けていただけているというふうに思いますので、今後も継続してまいりたいというふうに考えておりますが、将来にわたって、これらの制度が維持できるかどうか、そのへんは不透明なところがございまして、そのため、農業者の皆さんが農業を生業（なりわい）として、農業を継続していただける

ように、例えば、高収益作物を生産していただくなど、補助金に頼らない農業経営の安定化を図っていく必要があるというふうに考えておりますが、それは、そう簡単にもうかる作物をつくれるわけではございませんので、なかなか難しいところであります。

もちろん、農業者の方には、努力をしていただく必要がございますが、行政としても、県農業改良普及センターや JA 等と協力をしながら、農業経営の安定化に向けて、引き続き、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、この場でのご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3 番（幸田勝治君） 答弁ありがとうございました。

耕作放棄地の面積なんですけども、20 年ぐらい前から比べて、現在もやっぱり増えているような状況ですか。ちょっと、そのへんのことを伺いたいです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

耕作放棄地の面積なんですけども、議員おっしゃられるとおり、確実に増加しております。

で、具体的になんですけども、2005 年、平成 17 年、新佐用町ができた年でございますけども、この時に、耕作放棄地は約 77 ヘクタールでございます。これ農林業センサスの数字でございますけれども、それが、2015 年、10 年後には 139 ヘクタールで、約 1.8 倍になっておりまして、その後も増加傾向でございまして、まだ、農林業センサス、最新の数値出ておりません。来年度、また、調査の年度になっておりますので、そこで、また、新たな数値も出てこようかと思っておりますが、やはり増加傾向にあるというふうに思っております。以上です。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3 番（幸田勝治君） 耕作放棄地が、だんだん増えていっているということで、それで、その農地を守っていくことなんですけども、今、その農地の手入れに手が回らない高齢者、それとか、偶然、田んぼをつくっている人が急に亡くなられた。農地を誰かに管理してもらいたい。農地の取扱いに困ったような人に対しての支援策等あれば、お伺いしたいんですけれど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 農地の貸し借りに関してなんですけれども、農地の流動化と言っておりますが、利用権というものを設定しております。利用権というのは、その昔で言う小作権、農地の貸し借りで、地主さんから農地を借りて耕作するっていうような仕組みなんですけれども、その昔は、やはり地主さんのほうが力が強かったというか、年貢をもらって作ってもらっていたというか、作らせていたというか、そういった時代が主流であったと思いますけれども、今は、もう全く逆転してしましまして、何とか作ってください。うちの農地守ってくださいというような姿勢がほとんどでございます。

で、実際、ご近所の方で、お困りでしょうから、私でよかったら耕作しますよっていう方がいらっしゃったらいんですけれども、なかなか、そういった方も農地を引き受けすぎて、もう手一杯になって、もうこれ以上は無理ですねという方も、もちろんいらっしゃいますし、なかなか、その地域内に担い手と言われるような方がいらっしゃらない地域もございますので、なかなか農地の引き受け手がないというのが、正直なところでございまして、それに対して、農地バンクとかいう制度もございます。兵庫県が設置しております、兵庫農林機構さんが、その事務をしておるんですけれども、農地バンクと言いつつ、なかなか引き受け手がない状況でございまして、それを、お貸しできる農地を集めて、広くお貸しできる。本当に銀行業務のようなことができているかという、現実には、なかなかできていない。結局、受け手を、それぞれの農地をお持ちの方が探していただいて、で、利用権を設定するというのが通例でございまして、本当に、なかなか借り手がない、耕作してくれる方が少ないというのが現状で、本当に、大きな課題となっております。

ちょっと、答えになっていないかも分かりませんが、以上でございます。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 最後、もう少し深く言ってもらえればよかったんですけども、最初に、私がお答えしましたように、そういうために、今、担い手確保の町独自に奨励金制度を創設して、なかなか自分では、耕作できない。そして、借り手においても、なかなか農業しても利益が上がらないし、管理をするのにお金がかかる。そののところ、少しでも、その間に町が入って支援をして、荒廃していく農地、何とか食い止めて活用をしていただきたいということで、認定事業者に対しましては、1万円の補助金を、大規模農家として、認定農業者以外の方には7,000円という、これ結構、町の財政にとっては、非常に大きな財源、お金になるんですけれども、この制度を、ずっと以前、かなり前に創設して、それを継続しているわけですね。

ですから、県がつくられた農地バンクにおいても、先ほど、課長が言いましたように、なかなかいい農地、条件のいい農地であればまだしも、まだ、ほ場整備とか、そういう、整備ができていないようなところであれば、誰も、それは借り手がないというのが現状なので、やはり、まだ、町内にも、ほ場整備したところでも、かなり耕作放棄地と言いますか、荒廃になってしているところもあるんですけれども、しかし、幸田議員もご存じだと思いますが、町内ずっと見ても、結構、土地の便利なようなところの平地のところでも、農地整備ができていないところもありますよね。そういうところは、かなり、どんどん、どんどん、放棄地が増えているという。

だから、そういうところにおいて、やはり今後、今からでも条件整備、耕地整備をして、農地の条件整備をした上で、大規模な担い手、大規模農家、そういう方にも耕作をしていただけるように、こういうことにも、やっぱり町としては取り組みたいということで、

それぞれ、担当課のほうにおいても、そういう対象になるところが、何か所かあるんですけども、話をさせていただいております。

ただ、ほ場整備についても、以前は、3割ぐらいは自己負担が、当然、地権者の負担があったんですけども、今、そのへんも軽減して、あまり、そうした負担のない形でもできるようにということでやっていきたいということで、取り組んでいますけれども、なんせ、やはり農地なりに対しての高齢化だけじゃなくて、若い人が、次の若い人がいらっしやっても、なかなか自分ではもうやらないとか、農業に対しての関心が、もう本当に薄れております。だから、そういうことで、結構、町内見ていると、何で、こんな土地、条件のいい、広い土地、いいのに、もう草ぼうぼうになっているんだという土地がありますよね。

だから、せめて、そういう相談をしていただいて、地域の農家に相談していただいたり、町に相談していただいて、何とか、誰か作ってもらいたいというふうに言っていただければいいんですけども、どちらにしても、そんなに、経済的なメリット、何もないんで、そういうことも、面倒くさいと、関心がないということで、放置されてしまっているところも、どんどん目立っているんじゃないかなという感じがします。

ですから、やはり今度の、今、先ほど、答弁申し上げました地域計画ですね、10年後の、将来地域をどうするのかということ、みんな、やっぱり考えて計画をつくりなさいというのが、国の、今、指令です。指示がでているわけです。

だから、これも、なかなか、集まって、皆さんが、本当に、将来どうするのかということ、を考えだすと、ますます厳しいところがあるということもあると思いますけれども、やはり、この機会に、そういう厳しいところは厳しい状況を踏まえて、じゃあ、やれることはどうしたらいいんかという話し合いをして、この地域計画をつくっていただくというところ、そこからスタートする必要があるかなというふうに考えております。以上。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3番（幸田勝治君） あと、強い農業をつくっていくことに対して1件なんですけれども、三河にある三土中学校の跡のトマト農園についてなんですけれども、この前、産業厚生常任委員会でも視察に行ってきたんですけども、3月末で閉めてしまうということで、ちょっと、僕のほうでも、南光町の山本営農とか、下秋里の吉田営農さん、それとか佐用の農協へ生産とか出されている、佐用の星産組合とかの若手に、ちょっと聞いてみたんですけども、そんなんあるんっていうふうなことも言われていましたので、ちょっと、話しよったら、わさびでもつくったらどないだろうかなとも言っていましたけども、その今の三河のトマトの農園の跡地についての現状と、今後、今の進捗状況がありましたら教えていただきたいです。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 三河の旧三土中学校跡地で、ああして事業を始めました。これは、やはり、今の農業の現状を見て、新しい、そうした技術を取り入れた農業に挑戦をして、それを、今、これから農業に取り組みたいという若い人を中心に、こういう1つの実験的な結果を出せれば、そういうことを推進していきたいという、非常に挑戦的な形で、

新しい農業に挑戦しようということでスタートをしたんですけれども、なかなか、やっぱりやってみて、そういう成果が出ないと言いますか、経営的に採算が取れない。その原因というのは、いろいろと分析もしておりますけれども、やはり、現在の農業の根本的なところが、やっぱり人出が欠けていくと、もっともっと大きな工場のような大規模化すれば、効率化も図れるところがあるんでしょうけれども、どうしても、今の農業で何とか経営をされているところというのは、小規模で家族農業が主体なんですね。

三土のああした跡の規模というのは、小規模、個人で行えるような規模でもないし、大規模でもないところがあります。だから、どうしても人出が要ります。だから、家族農業的に、かかる必要な人出を、人件費を従業員を雇って、採用して、経営をしていこうとすれば、なかなか本当に忙しい時と、どうしても農業ですから閑散期と、それぞれありますから、そのへんの調整は、なかなかつかないんですね。

それから、作物も、なかなか一番高い時に売れる時だけに生産ができるわけじゃない。たくさん生産ができる時には、ほかの施設なんかも、どんどん生産して出荷しますから、価格も当然安くなりますし、ですから、そのへんの農業というのは、そのへんの難しさ、特に、もう1つは天候ですよ。それから病虫害。幾ら、いろいろなデータに基づいて、いろんな中の管理、水管理、温度管理、また、肥料やそういうものの管理をしてても、同じようにやっても、その時によって、病気が発生したり、害虫が発生したり、そういうことが出てくるというのが農業です。

だから、そこらあたりの、非常に難しさというのが、なかなか克服できない。

そういうことで、あそこの農業は、一旦、閉鎖をしようという決断をしたわけです。

ただ、あれだけの設備投資もしていますから、先ほど、幸田議員もお話されたように、町内でも農業に一生懸命取り組んでいただいている、そうした大規模農家でやっておられる方もいらっしゃるし、また、若手で、農業者というのは、グループもあります。何をつくったらいいのか、あの施設を、どういうふうに活用したらいいのか、そのへんも、そういう方にも声をかけたりして、何とか、あの施設が、これから有効に活用できないかということ、研究をさせているところであります。

〔幸田君 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田議員。

3番（幸田勝治君） 荒れた農地を減らしていくために、これから、水土里会、いろいろと利用していってほしいと思います。

それと、農地の需要について、町、JA、県、国、それぞれ連携して、相談窓口、広報活動、協力者を探すなり、町としても、いろいろ頑張っていってほしいと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 幸田勝治議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後3時とします。

午後 0 2 時 4 2 分 休憩

午後 0 3 時 0 0 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、2 項目、1 つ目は、会計年度任用職員の処遇改善。2 つ目に、子育て支援事業の充実について、質問を行います。

この場からは、会計年度任用職員の処遇改善について、質問を行います。

1、佐用町職員の実態について、伺います。

①10 年前の正職員、非正規職員の人数。そして、直近の正職員数、会計年度職員数。

②職員の男女比について、正職員と会計年度職員それぞれの男女比について。

③職員の賃金について、正職員（男、女）と会計年度職員（男、女）の平均年収について。

④会計年度職員で、200 万円以下の方は何割になりますか。

次に、会計年度職員で、労働基準法の最低賃金を下回る方はおられませんか。

会計年度職員の働き方について、「ジェンダー不平等」「正規との賃金格差」という問題について、どのような見解を持っておられるのか、伺います。

公務員の職場からまともな雇用をつくることは、住民サービスの低下をさせないために必要です。同一労働同一賃金、ジェンダー平等社会のためにも会計年度職員の賃金引上げ。正規職員に比べ、住居手当や扶養手当がない。あるいは、看護休暇も無給など、処遇改善を求めたいと思います。

以上、ご回答お願いいたします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの、まず、最初のご質問、会計年度任用職員の処遇改善をというご質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、会計年度任用職員の任用形態でございますが、正規職員と比べますと非常に多岐に渡っており、週当たりの勤務日数や勤務時間、また、給料として、月給と時給といった給与体系の違いがございます。

例えば、夏休み等の期間を限定したスポット的な勤務、職場のニーズはもちろんのこと、会計年度任用職員本人が希望する勤務日数、勤務時間も考慮しながらの雇用となっております。

そのため、1 人 1 人に合わせて非常に多様な働き方になっていることから、一概に正規職員と比較できるものではないということを、まず、ご承知おきいただきたいと思います。

まず、1 点目の佐用町職員の実態についての、10 年前の正規職員、非正規職員数の人数。直近の正規職員数、会計年度任用職員数ということについてであります。10 年前の平成 25 年の正規職員数は 286 人、非正規職員数が 206 人になっておりまして、直近である令

和5年12月の正規職員数は239人、会計年度任用職員256人というふうになっております。

次に、職員の男女比について、正規職員と会計年度任用職員、それぞれの男女比についてということですが、令和5年度12月において、正規職員、男151人、女性88人。会計年度任用職員数は、男55人、女性201人となっております。

次に、職員の賃金について、正規職員の男女と会計年度任用職員の男女の平均年収ということについてであります。令和4年度の実績におきましては、正規職員は、平均年齢男性43.5歳、年収585万4,000円。女性42.3歳、542万9,000円。会計年度任用職員は、時給、日給の方々も含めて、267人全ての平均で見ますと、男性54.3歳、182万円。女性50.7歳、170万5,000円となっております。

なお、正規職員の勤務時間数に近い、例えば、保育士や、また、窓口業務など、週35時間勤務の会計年度任用職員78名、今現在いるということですが、その会計年度任用職員に限った令和6年度の、今度の改定になります平均の年収は約322万円となるというふうに試算をいたしております。

次に、会計年度任用職員で、200万円以下の方は何割かということについてでございますが、時給、日給の方も含めまして46%となっております。

2点目の会計年度任用職員で、労働基準法の最低賃金を下回る方はいないかということですが、まず、そういう最低賃金というのは、しっかりと守っております。

毎年10月に最低賃金が改定されて、今年であれば、時給が1,001円でございますが、時給が1,001円を下回っている場合は、時給の改定又は昇給させることによりまして、最低賃金は下回らないように調整はいたしております。

今後におきましても、同様の対応をする予定でありまして、また、人事院勧告に伴う給料表の見直しを12月に行っており、時給換算で最低賃金を下回らない額に改定をいたしております。

3点目の会計年度任用職員の働き方について、ジェンダー不平等、正規との賃金格差という問題について、どのような見解をもっているのかということですが、まず、ジェンダー不平等と、ご指摘の件につきましては、先ほど、男女の人数を申し上げましたとおり、会計年度任用職員につきましては、女性が78.5%となっております、非常に割合が高くなっておりますが、採用条件や処遇に男女の差があるわけではございません。

例えば、キャンプ場やクリーンセンター等比較的身体を使った業務となる場合は、男性の割合が高くなっている勤務地もございます。

会計年度任用職員の募集職種や勤務条件は、先に申し上げましたとおり、多種多様でありますので、その条件に合わせて各応募者ご自身の生活実態や家庭環境に合わせてご応募をいただき、勤務していただいている結果が現状となっているわけでありまして、そこにジェンダー不平等と言われるような状況が生じているというふうには考えておりません。

次に、正規との賃金格差ということについてでございますが、会計年度任用職員は、役場内等で正規職員と同じように一緒に働いておりますので、見た目上、同じ業務を行っているというふうに認識されている場合もあるかもしれませんが、しかし、実際には、その業務内容は正規職員と比較すればかなり異なっており、基本的には、その職務内容は単純・定型的・補助的であり、異動もないなど、職務の遂行に当たっては、一定の限界がございます。そのため、報酬の水準に一定の上限を設けることが必要であるというふうになっております。

よって、格差という言葉が適切かどうか別として、そこに合理的な理由があつての差であるというふうに考えております。

一方で、近年社会的な問題となっております非正規労働者の処遇改善に関しましては、

令和4年10月より、週20時間以上勤務の職員は、正規職員と同じように兵庫県市町村共済組合に加入するよう見直しが行われたほか、令和6年度からは、会計年度任用職員にも、期末手当に加えまして、勤勉手当が新たに支給されるようになるなど、これまでも着実に正規職員との差を少なくする処遇改善が行われてきており、町としても、それを実施いたしております。

最後に、4つ目に、公務員の職場からまともな雇用をつくることは、住民サービスの低下をさせないために必要だということではありますが、この質問にお答えする前に、まともでない雇用をつくっていることはないというふうに、まず、申し上げておきたいと思っております。

会計年度任用職員においても、労働基準法を基本として、近隣市町と給与及び勤務条件を比較しても遜色のない条件で任用をしております。不当な条件での勤務を、町のほうからお願いをしているということは、ないわけでありまして。

先ほども申し上げましたとおり、正規職員とは差はありますが、正規職員でなければ住民サービスが向上しないということでもございませんし、職務内容によっては、会計年度任用職員に効率よく勤務していただいたほうが結果的に住民サービス向上につながっている場合も、当然、ございます。

また、同一労働同一賃金、ジェンダー平等社会のためにも会計年度職員の賃上げということでございますが、2つ目のご質問でもお答えをさせていただいたとおり、本年度においても人事院勧告に伴う給料表の見直しによる賃金の改善も行います。加えて、会計年度任用職員の給料表は1級1号給から35号給までありまして、継続勤務される場合は、毎年3号給の昇給も行っております。

さらに、繰り返しになりますが、勤勉手当の支給も令和6年度より手当を支給することになっており、確実に賃上げが行われているというふうに思っております。

正規職員に比べ、住居手当や扶養手当がない、看護休暇も無給など、処遇改善を求めていることにつきましては、会計年度任用職員の報酬は、職務の対価として支給されるものであり扶養手当、住居手当などの生活関連の手当は含まれないと総務省事務処理マニュアルに規定されております。なお、正規職員においても、持ち家に対する住居手当は、これは、廃止もされております。

休暇につきましても、基本的には国家公務員の非常勤職員の例に準じておりますが、看護休暇については、国は無給であります。新型コロナウイルス、インフルエンザに感染した小学生までの子供の看護をする場合は、有給の特別休暇として、私傷病に関する休暇を有給とするなど、国を上回る取扱いを、町としては実施をいたしているところであります。

令和2年度、会計年度任用職員制度が導入され、国全体としての非正規労働者の処遇改善の流れがあり、様々な処遇改善も行われてきておりまして、町といたしましても、それに遅れない、また、それ以上の改善も順次行ってきたところであります。

今後も、国や他市町の動向に注視しつつ、当町においては、ひまわり労働組合等が組織されておりますけれども、そうした組合との対話も行いながら、遅れることがないように、処遇改善も順次行ってまいる所存でございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君）

平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） お答えいただいた数値的なことで、まず、1つ目に、その正職員と、非正規職員との人数が、この10年間で、どのような推移にあるかということ、まず、伺いました。

その結果、いわゆる10年前、正規が286人だったものが、239人ということで、約50人近くが減っております。それに対して、非正規と言われた方々が、10年前206人だったものが、会計年度任用職員として、256人。つまり、約50人増えております。これは、数値的に見て、正規だった、職員が、いわゆる会計年度任用職員ということで、非正規の職員に置き換えられたという、そういう実態が、この10年間で起きておるといふふうに理解されるところです。間違いのないと思いますが、よろしいですね。

それで、男女の比について、正職員と会計年度任用職員のそれぞれの男女比について、お伺いしました。その中の数字を見ますと、男性が正規は151人、女性が88人。それから、非正規は、男性が55人、女性は201人という人数だというご回答でした。これは、つまり、男女比というのは、女性が正規で男性よりも少なく、非正規では、男性より女性が多いという、こういう事実があります。

そこで、最初に多様な働き方になっているから、単純な比較ができないという、前提のもとにご回答いただいたので、ちょっと、複雑だということも理解しつつ、具体的な、その人数だけ比較した場合、やはり会計年度任用職員で対応されているのは、女性が圧倒的に多いという、これも事実です。

ですから、ジェンダー不平等とか、そこらへんに当たらないというようなご回答だったかと思うんですが、そういう事実をもって、いわゆる、その働き方として、女性が会計年度任用職員という立場で、多くが役場の中で働いておられるという、この実態そのものが、いわゆるジェンダー不平等ではないかという指摘なんです。

ですから、そういう、私は、とらまえ方で、ここの点では、会計年度任用職員の方の働き方について、指摘しているものなんです。そここのところは理解していただけますでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

まず、最初の正規が約50人ほど減って、非正規が、それと同じぐらい増えているということ、でございますけれども、これ単純に入れ替わったというわけではございません。業務のほうが、正職については、合併以降減らしていくと、人件費の関係から減らしていくという傾向に伴って減っていったということと、あと、それに伴って増えたというよりも、業務数が、例えば、保育園であれば、より多様な対応を保育園のほうではする必要がありますので、そういったところに細かい対応が必要であるといったところとか、具体的には、ちょっと、言えませんが、国からの制度に伴って、様々な事業が町が実施することになりまして、それに伴って、正職を採用するというわけにはいきませんので、会計年度で対応してきたということで、会計年度が増えてきたというようなことでございます。

2点目の非正規が女性のほうが多いこと自体が、ジェンダーでの問題であるというようなことを言われておりますけれども、差別というものを、町が、当然しているわけではございません。募集についても、町長申し上げましたように、条件としましては、男女区別なく募集をしておりますが、それに伴って、たまたま女性の方が、その労働の内容ですね、勤務の内容が、自分の生活に合っていると、具体的に言うと、例えば、子供が大きくなっ

て、時間ができたので、そろそろ働こうかなというような方が、働かれるのではないかなということで、正規職員として、頑張ってやろうというよりも、会計年度という、その職種のもとで、自分として、勤務をしたいというふうなことを、女性の方が選択されて、そうなっているものと考えております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 先ほど、課長の答弁では、いわゆる会計年度任用職員は、その本人が、いろいろ生活上の関係から、自分で自ら進んで選択したものだというようなご回答だったかと思うんですけど、特に、保育士もそうですけれど、資格が必要な図書館の司書とか、そういう、いわゆる本来、正規の職員として採用をしなければいけない職員も、現在、会計年度任用職員ということで、採用されて、そのまま、それは本人の希望と言うよりも、国のほうの正規の職員を減らしていくという方針というか、政策の下でつくられて、いわゆる政治的な関係で、本人の選択ではなく、そういった立場に立たされた結果だと認識しているところなんですけれど、そういう点で、職員の会計年度任用職員の処遇というのは、そもそも基本給も大きく違いますし、会計年度任用職員になったら、何年働いても同じ。

正規の職員の場合は、ちょっと、伺いましたら、ずっと年数に応じて給与が上がっていく仕組みになっているけれども、そういう仕組みも整えられるかどうか、そこらへんも問題があるんじゃないかと思うんですね。

だから、そういう点では、その待遇として、会計年度任用職員、自ら選択してなったわけではない方々もおられるという認識を、私はあるんですけど、そのへんは、どうなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 勤めていただいている方、その採用時点で、そういう町としての募集をさせていただいて、その条件の下、採用させていただいているということ。

当然、何年かずっとたっていけば、その方の状況も変わってくる場合も、当然、あると思います。家庭の生活の中でね。

やはり、課長も申しあげましたように、女性の方が多い。別に、女性が、その家庭の支えていく、主になる、男性がなるというわけではない。どちらでも、それはいいし、みんな、そういう形で生活をしていらっしゃるんですけども、でも、やっぱり多くが、女性の方、やっぱり、採用の時に、いろいろと募集した中で、短時間、子供が学校から帰るまで、また、土曜日、日曜日とか、そういう時は、当然、一緒。休みたいとか、そういう希望の中で、短時間労働を希望される方は、非常に多いのは確かなんですね。女性の方のほう。

それで、当然、男女別、それぞれで募集しているわけじゃないですから、採用の件については、そういう条件に合った形で採用をさせて、して、結果が、女性の方が多いという結果にはなっていると思います。

ただ、平岡議員は、今、例えば、図書館の司書、資格のある人でなければならないとか、

そうじゃないんですよ。別に資格のある人も必要ですけども、別に、同じような仕事に就いて、今、その人の中で、全部、資格者でなければできないんだとしたら、今、働いている人たちが採用できませんから、それは、別に資格がなくなっても、そういう仕事がしたいということで、今、図書館の仕事もさせていただいております。

それから、会計年度任用職員のほうは、全然、給料も上がらないしという話ですけども、実際には、相当、給料改定もしていますし、また、一般職員よりかは、当然、差は、正規職員とは違いますが、それでも、継続して長く勤めていただいている人には、年々、給料も上がっていくような、今、改定を、そういう制度でさせていただいておりますので、そのへんは、しっかりと、今、これまで、昔、10年、20年前とは違うところは、きちっと、評価して見ていただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町として、できるだけ努力をしているという点については、いろいろ現場で働いている方の話も聞いて、近隣に比べて、頑張ってもらっている点もあるということは、評価されている点もあります。確かに。ほかに比べたらどうかという点ですけど、そういう点は、ありますけれど、基本的なところで、正規職員と、いわゆる会計年度職員は、その国の政策の下でつくられてきて、それで、今、2020年に、その制度が、様々な非常勤職員というのを、会計年度任用職員という形の法律で括って、今、適用されているというふうに、私も、この質問をする中で、ちょっと、改めて、勉強させていただきました。

3年経過して、やっぱり、その中で、会計年度任用職員の方々が働いている中で、いろいろな課題が見えてきたということで、全国的な組合として、全労連というところが、全国の会計年度任用職員の方々の働き方について、いろんな声を集める中で、やはり改善しなければいけないというようなことも生まれてきています。その中で、紹介したように、いわゆる、非正規公務員のここ、東京ですけど、6割が年収200万円未満とかですから、大変な、生活ができるかできないか、非常に厳しいところで、会計年度任用職員の方が働いておられるという実態があります。

ですから、雇用を補償していく抜本的な改善をしていくという点で、1つは、お尋ねしたかったのは、手当の関係です。期末手当は出ましたが、今度、新年度からは勤勉手当も支給されるというふうに、これは、国のほうもなっておりますけれど、地方自治体もするというので、今度なるんですけど、勤勉手当をする上で、いろんな条件とかは、特にない。スムーズに勤勉手当が支給されるという状況になっているのでしょうか。ちょっと、その点、伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

勤勉手当につきましては、国のほうから、まだ、詳しい情報来ておりませんが、期末手当につきましては、15.5時間以上、週当たりの勤務時間が15.5時間以上につきまして、支給するというところに、マニュアルのほうに書いてありますので、そのとおり、勤勉

手当もするとすれば、週当たり 15.5 時間以上になるのではないかと考えておりますけれども、現段階では、はっきりとは言えません。以上でございます。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 勤勉というのは、真面目に働いていると、評価とかいうことになるので、単純な言い方で、人事評価などの関係は、いろいろ基準とか、そういうものについては、まだ、具体的ではないということで、受け止めさせていただいてよろしいのでしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） 勤勉手当につきましては、正職と同様に、人事評価をして支給するというのが、建前ということになっておりますが、国においても、こういった形で評価すべきかというふうなことが、はっきりしておりません。今のところ、簡単な人事評価の様式をつくりまして、それに基づいて、評価するということになるかと思っておりますけれども、当面につきましては、標準の評価という形で、支給をさせていただいて、運用する中で、本当に、その勤勉手当として増やす方がおられるのか。もしくは、その勤勉の評価がよくないので落とすということが、本当にいいのかどうかということも、よく検討した上で、実際の人事評価については、実施していきたいと思っております。以上でございます。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） この項目について、最後になりますけれども、圧倒的に、会計年度任用職員、女性が多い。また、賃金が、いわゆる正規の方に比べて、非常に少ない。こういう点では、基本的に、ジェンダー不平等な実態があるということで、実際に、町役場は、正規の方と、それから、会計年度任用職員で回っているわけですから、公務の立場で、職場が真っ当な雇用をつくって、住民サービスに対して会計年度任用職員の方々の処遇改善を引き続きお願いして、この項目については、質問終わります。

議長（小林裕和君） どうぞ。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。

じゃあ、2 項目目です。子育て支援事業の充実についてを質問いたします。

子育て世代への支援を充実し、子育てしやすい町・住み続けたい町にするために 3 項目について制度の充実を求めて質問を行います。

まず、1 つ目は、保育料の完全無償化についてです。

町は、子ども・子育て支援事業として、経済的負担軽減をはかるため、第 2 子以降の保育料の無料化を平成 27 年度から実施されています。国は、3 歳以上の保育料を令和元年

10月から原則無料にしました。また、住民税非課税世帯の2歳以下の子供の無償化も実施しています。

現在、そこで保育料無料の子供さんは何人で、有料の子供さんは何人ですか。そして、保育料は年間幾ら徴収されていますか。

保育料の完全無償化は、子育て世帯の支援事業として重要ではないかと考えるものです。町長の見解を伺います。

2つ目に、奨学金制度創設についてです。

若者の県内就職や定着を促進するため奨学金返還支援制度を設けている自治体は、兵庫県をはじめ、西播磨地域では姫路・相生・宍粟・たつの市が実施されています。また、多可町、新温泉町でも実施されている。これは、令和5年8月31日現在のものです。

佐用町でも奨学金返還支援制度に取り組むべきではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

3つ目に、就学援助制度の拡充について、教育長の見解を伺います。

義務教育は無償とする憲法26条の実施を求め、制度の拡充について、これまでも質問を行い、認定基準は生活保護費の1.3倍に。制度の周知は、広報に掲載することなどが行われてまいりました。

そこで、申請について、民生委員の署名は政令で文言が削除されておりなくすことを、これまでも求めてまいりました。県内の自治体で署名を求めている状況もあります。見直しを佐用町としてもされていくべきだと思いますが、いかがですか。

分かりやすく、利用しやすい、この制度にして、経済的に厳しい家庭を支援すべきだと思います。教育長の見解をお伺いいたします。よろしくご回答お願いします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの2つ目の子育て支援事業の充実をということに対するご質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の保育所の完全無償化ということについてで、3点とも関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

保育料の徴収状況については、令和5年11月に町内の保育園を利用した園児は293人となっております。うち、24人のお子さんについては、保育料を保護者の所得に合わせて保育料の徴収を行っておりまして、令和4年度には年額678万円が納入をされております。

次に、保育料の完全無償化は、子育て世帯の支援事業として重要ではないかということでございますが、佐用町における子育て支援は、今年度から始まったおむつの支援をはじめ、副食費の無償化や、第2子以降未満児の保育料無償化など、段階的に、これまで進めてきており、現在も周辺市町より一歩前に行く支援が実現できているというふうに思っております。保育料の完全無償化は、国や周辺市町の動向を見ながら進めていくべき課題かなというふうに思います。

次に、2点目の奨学金制度創設ということについてのご質問にお答えさせていただきますけれども、ご質問、通告を見ますと、新たな奨学金制度をつくることを求められているのかなというふうに思いましたけれども、奨学金の返還支援制度についてということのようであります。奨学金の返済をしている、それに対する支援制度については、若者の定住の促進及び中小企業の人材確保を図るため、従業員の奨学金返済を支援する中小企業及び従業員に対して、その負担額の一部を補助する制度でございます。兵庫県においては、従

業員の返済を支援する事業所に対して、従業員1人当たり年間、年間です。6万円を上限に5年間、最高30万円ですね。また、対象となる事業所に勤務し奨学金を返済する従業員に対して、年間6万円、これも5年間補助する制度を設けております。町内においては、補助対象となる事業所が1事業所ありまして、令和4年度の補助実績といたしましては、1件ありました。

近隣市町の実施状況といたしましては、相生市と宍粟市が企業に対する補助額を県の事業に上乘せする形で事業が実施されております。また、たつの市では、定住促進事業として、たつの市に居住し市内に勤務する場合には月額3万円を上限として、また、市外に勤務する場合には、月額1万5,000円を上限に2分の1を最大3年間補助する事業が実施されております。

本町におきましては、町内から事業所へ勤務する新規学卒者に交付する町内定住就職奨励金や、住宅を新築・購入する40歳以下の方には若者住宅新築・取得応援金、最高50万円を交付してありまして、若者の定住促進に向けた支援を、既に、実施をしているわけがあります。また、町内から通学する大学生等には、通学定期券購入費を一部助成することで、就職前から町内へ定住する支援も行っております。

今後も、県の奨学金返済支援制度を含めたこれらの支援制度を積極的に周知することで、若者の定住につなげるとともに、町内企業の人材確保に向けて、県支援制度の上乗せ補助なども検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、3点目の質問、就学援助制度の拡充ということについて、教育長の見解を問うということですが、まずは、私のほうから、この場では、引き続き、お答えをさせていただきます。

就学援助制度につきましては、学校教育法第19条で経済的理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定しておりまして、佐用町も、これに基づき、新入学児童生徒学用品費として、小学校が5万4,060円、中学校が6万円をはじめ、学用品費、校外学習費、修学旅行費、給食費、クラブ活動費、PTA会費、卒業アルバム代、タブレット通信費などを支給をいたしております。

まず、1つ目の申請について、民生委員の署名は政令で文言が削除されており、署名をなくすことを求めてきたとのご質問でございますが、この政令の改正内容は、「市町村の教育委員会は、認定にあたり必要がある時は、民生委員に助言を求めることができる」という条文が削除されたことを指したご質問ではないかというふうに解して、お答えをさせていただきますが、佐用町では、これまで申請に当たっては、各地域の民生委員さんに意見書を書いていただいておりますが、令和5年度の申請から意見書を廃止し、申請書に署名欄を設け署名をしていただくよう変更いたしております。これは、事務の簡素化を図りつつ、申請内容を確認することで民生委員としての職務の関りを継承していただくもので、これは見直す予定はございません。

続いて2つ目の分かりやすく、利用しやすい制度にすることということでございますが、先ほど申し上げた意見書の廃止と併せて、申請書の記載に当たっては、該当項目を丸で囲むなど、記載していただきやすいよう、様式を変更いたしております。

また、必要な方へ制度の内容が行き渡るよう、毎年12月には、学校を通じて全児童生徒に案内チラシを配布するとともに、小学校新1年生については入学説明会でご案内をし、入学前の3月に学用品費の支給もいたしております。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。

細かい数字になるから、担当課で聞いたら分かりやすいのかもしれないんですが、いわゆる国の制度として、3歳から5歳は無償化になっている。有料になっているのがゼロ歳から2歳児で、佐用町は第2子から無償化。つまり、ゼロ歳から2歳の第1子のみ有料ということになるんですが。ちょっと、そこが、もう少しみ砕いて。

それと、数字として、令和4年度の実績を述べたのであって、その令和5年度の24人、11月通っている子供、ここらへんも、ちょっと、整理して、その2点、もう一度、回答してください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、有料になっている24名の内訳でございますが、3歳以上につきましては、今現在、国が無償化しております。

それから、佐用町独自で、ゼロ歳から2歳、3歳未満ということになりますが、その方々の第2子以降につきましては、無償化させていただいております。これが、町の施策でございます。

それで、有料になっているのはゼロ歳から3歳未満の第1子ということになります。第1子の中でも所得に応じて、金額がまちまちでございます。その段階がありますので、でするので、全ての方が同じ金額を徴収させていただいているというわけではございません。

先ほど、11月の24名につきましては、今年度の11月の24名と申しましたけれども、令和4年度におきましては、全部で述べになりますけれども、323人の方になりますので、月平均、大体27名ぐらいが徴収の人数となっております。それが678万円を口座引き落としさせていただいたというような状況でございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 27人の方、それで保育所に通っておられるのは全体では293人、これは令和5年度で、年度が違うから、ちょっと、比較対象が正確にならないのではないかと思います、約1割に近いというか、弱の方が有料ということになるんですか。

所得に応じて、保育料を取るというのは当たり前なことなので、それを、私は、定額で保育料払っていないのは理解しているのです。その上で、人数を、ちょっと、正確に教えてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたします。

人数につきましては、園児数を申し上げます。

令和4年度でございますけれども、園児数324名、これが園児数と申しましても、これもまた、変動します。年度当初と年度末では人数は違います。ですので、年度末の人数と、利用された人数とを考えてください。324名の方が、令和4年度が利用されたと。

そのうち、延べ人数323人の方から徴収をいただいているということになりますので、月平均27名と申し上げました。

678万円の内訳でございますけれども、その方々につきましては、延べ323人。ですので、月平均で大体27名ぐらいということになります。

月平均、実際、徴収させていただいているのは、大体なんですけれども、1万5,000円から2万4,000円の、お一人の方から1万5,000円から2万4,000円の徴収というふうな形でさせていただいております。

つけ加えまして、第1子であってもゼロ円、低所得の方につきましては、徴収額なしということもありますので、ゼロ円という方もいらっしゃいます。

よろしいでしょうか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 人数、ちょっと、すみません。理解が、ちょっと、あれなので、尋ねているのは、ほとんどの方が無償化。国の制度であったり、町の第2子以降の無償化制度で、無償化になっていると。その挟間の人たちが第1子であったり、そこらへんが、分かりやすくなるように、改めて、ちょっと、資料もらえたら助かりますが。出ますか。

今、口頭で聞いている限りでは、ちょっと、混乱するので、挟間になっている人たち、そんなややこしいことにならないように、完全に無償化したら、子育て支援の上で、私は、すっきりして、それで、佐用町はええなというふうな、いわゆる子育て応援のインパクトもありますよね。皆さん、ぜひ佐用町で子供さん育ててください。保育料は完全無償化ですよと言ったら分かりやすいので、その第1子、第2子、もう訳が分からないようにならないよう、私になっているのか、そのへんが、ちょっと、分かりやすく説明していただきたい。資料で、お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） では、簡潔に申し上げます。詳細、言いますと、また、ややこしくなりますので、要は、保育料がかかる方というのは、第1子のゼロ歳から3歳未満の方で、所得がある程度ある方ということでございます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） うん、そうです。

ですから、そこらへんの人たちが、極わずかじゃないですか、ですから、そこに、なぜ

引っかかっているのかなというのを、周辺に比べて、佐用町は頑張っているんだということを、前置きされるんだけど、そここのところも、完璧にできたら、もっとすばらしいと、私は思いますので、それは、ぜひ検討してもらえないかと思うんですけど、もし、あたいにできるんだということであれば、回答してください。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 別に、計算上、そんなに難しい話でも何でもありませんし、単純な話なんです。

でも、挟間ではないんですよ。結局、本当に、その方が、ほかの方と比べて、本当に、その何か、制度上、全く、ちょっと、不合理に挟間なんだという話なら、それは、もう当然、改善すべきだと思います。

しかし、はっきりと、所得が高いと。あるということ。それは、ほかの制度なんかでも、所得制度によって、それに合わせて、所得の低い人は、ゼロ歳のところでもゼロ。徴収もしていない。だから、ほかの、いろんな、今、介護保険料、何にしても、そういう所得によって、これは、負担すべきところは、町民の皆さんの負担も願をすると、これは社会制度、こういう同じ福祉制度を、これからも継続、持続していくためには、これはある程度、私は、逆に必要ではないかなと、そういう中で、数から言えば、それは、平岡さん言われるように20何人、金額にすれば600万円、800万円、全体の予算から見れば、わずかじゃないかと、そういうふうに単純に言われますけれども、やっぱり、私は、単純なものじゃないと。制度の、そういう社会保障制度として、これから、持続するためには、全て、ほかのことにも関係しているんで、全てじゃあ無料にすればいいかという話になってしまいますのでね、やはり、必要なところは、やっぱり負担が可能な、能力のある方には、そういう若干になりますけれども、少ない人数の中でも負担をしていただくということで、運用をしているということ、これはご理解をいただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） その無償化の関係は、これで置きたいんですけど、じゃあ、国は、その所得があっても、3歳、5歳に対して無償化しましたよね。だから、それは、町長は、それを、社会制度としては当然だと言われましたけど、国自身が無償化に踏み切っているわけですから、私は、町として、完全無償化に踏み切るべきだと思いますよ。そのことは・・・

〔町長「それだったらね」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 国が1歳からゼロ歳も全て無償化してくれればいいですよ。

私は、国がしてくれることに対して、それはおかしいとは言いませんよ。国ができるんだったら、国が、しっかりと責任持って、国の財政、そりゃ借金ばかりしているのかどうか分かりませんが、ちゃんとやっていただきたいと思います。

それを、持って来て、国がしないから、じゃあ、町にやりなさいだけで、そのこととの違い。それは、全く話が違います。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ですから、その点については、もう置きたいんですけど、国のほうとして、ゼロ歳から、当然、するべきだとは思いますが、3歳から5歳については、所得制限なしにやっているんだから、町もちゃんとやればいいというのは筋が通っていると、私は思います。はい。

それですね、奨学金制度の創設、先ほど、いろいろ、私も、この通告の上では、今、県である、いわゆる事業者などで働いたり、町の奨学金を受けて戻ってきた人に対して免除するとか、様々な制度があるので、佐用町で、ぜひ、そういうのも取り入れてほしいなという思いで通告はしましたけれども、今ある制度は、なかなか利用しづらいというか、1件だけ事業所があつて、佐用町の場合1件しか利用がされていないというようなことが示されました。

県内の就学の、その制度を、実際にやっている、支援制度のご案内というのが公表されているんだけど、その中の地図の中で、宍粟やたつのや相生などが実施されていて、佐用町は、これを取り組んでいないというのが、なぜなのかなと疑問に思ったので、質問で上げたんですが、その点が1つ。

あと、佐用町でも、ぜひ返還だけではなくて、独自の給付制の奨学金制度、これをするということについては、今、大変、厳しい現状がありますから、その点について、それは、通告の中では、返済の関係だけを取り上げておりますから、ちょっと、あれなんですけれど、給付制の奨学金制度創設について、一歩前の話ですけど、お考えがあれば、お伺いします。回答してください。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、答弁の冒頭でも申しましたように、通告では、そういう創設と言いながら、全く、その返還についての質問ですから、そういうことについては、予定はしておりませんが、奨学金の新しい創設、私は、今の時代の中で、県も大学の県立大学無償化を発表しました。国においても、これどうするのか、国立大学の無償化をするのか。もう高校の授業料の無償化、いわゆる教育全体の教育という面において、誰もが平等に、どこの町に住んでいるから、どこの制度がいいとか、そういう問題じゃないと。やはり、これは、国として、少子化対策と関連もして、中で、そういうふうな制度が、次々と打ち出されている中で、今、佐用町が、新たな奨学金制度をつくれますよと、こういう時代ではないなと思っております。

だから、多分、国としても、県が、そういう大学のを出しましたから、県立大学へ行っている子だけが無償化だというのは、これも非常に不平等になりますから、これを国がどうされるのか、そういうことも、よく見ながら考えていくべきだと思っておりますので、今すぐに創設を考えるということは、思っておりません。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今、大きく、質問通告出した後に、いろいろ県であるとか、国のほうの方針が示されたりして、高等教育の無償化について、大きくこう、進んでいるなという、ちょっと思いはあります。

日本の国は、国際人権A規約に認めて、その能力に応じて、全ての人に対して、均等に、無償の教育のものが与えられるようにするという約束を世界にもしておりますから、この約束が誠実に実現できる方向になるようにしていってほしいなと思っています。

就学援助制度について、ちょっと、その点について、もう一度、確認させてください。

町長の答弁の中で、申請書は、いわゆる民生委員さんの関係についてですが、もう政令である助言を削除するというので、令和5年度から署名見直すことをしたというふうに伺った。令和5年度から全く利用される人が、民生委員さんへの署名というか、印鑑をもらうというか、そういう具体的な申請の上で、何ら、今までとは違う事態が生まれているというふうに理解していいんですか。私は、ちょっと、把握していなかったの、大きく変わったんだしたら、その点、お願いします。

[教育課長 挙手]

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えいたします。

制度の内容のことですので、私のほうから答弁させていただきます。

令和5年度の就学援助の申請書の書き方を様式を変えたということでございます。

これまでは、申請者が、その申請書を民生委員さんのところへ持って行って、民生委員さんは、その申請書を見て、個別に、また、別途、民生委員の意見ということで、意見書を1枚書いていただいていたんです。これが、今、旧制度の助言を求めることができるという規定に則って、今までやってきた内容でございます。

それを、令和5年度の申請からは、その意見書を廃止して、申請者が民生委員さんのところへ持って行く申請書に署名、名前を書いていただくと、民生委員さんが、それを見ていただいて、名前を書いていただくという内容に変更したということでございます。

内容的なことについては、以上でございます。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 申請される方が、いわゆる関係する地域の民生委員さんのところに出向いて行って、判こじゃなくて署名してもらうということになったということ、判こから署名に変わったということですか。ということですか。

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。もうちょっと、よく分かりやすく。

教育課長（宇多雅弘君） 申し訳ございません。

意見書を書いていただいていたものを廃止して、申請書に署名を、名前を、民生委員さんのお名前だけを書いていただくというふうに簡略化したということでございます。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） その署名も不要にしている自治体。

もっと、利用しやすいためには、その署名もやめるということ、私は要求しています。

ですから、判こから署名になったと言って、そんな小さなことではなくて、民生委員さんの署名も不要にしていくべきだと思います。

で、そういう形にしているところもあるのでね、実際、やっているの、佐用町もそうするべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

[教育課長 挙手]

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） この内容につきましては、やはり、地域の民生委員さんというのは、やっぱり地域のことを、よく知っていただいているし、また、知っていただいて、民生委員さんの職務として、困りごとの相談であったりとか、申請者の方の生活状況から、こういった福祉制度がございませよとかいうご案内もさせていただく必要がございませ。

です、その部分については、やはり民生委員さんに状態をよく知っていただくほうが、総合的に、その方を支援していくという意味ではいいのではないかとということで、この申請書を見ていただいて、署名をしていただくという制度については、残していきたいということで、今は、考えてございませ。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 署名を不要にした自治体では、経済的に厳しい家庭に対して、その学用品、給食費。給食費は、うちは無料です…、無料じゃないね、半額ですけど、費用を支援する制度として、プライバシーの問題であるとか、あと基準として、所得とか、きちんと、役場で、その人の生活実態が分かるわけで、いわゆる民生委員さんを介さなければならないという要件を国も外しているわけですから、そういうふうに少しでも分かりやすい制度にして、ぜひ困っている人に対して、活用してほしいという立場に立っていただきたいということ、今のところそうじゃないというご回答でしたから、要求して、私の質問を終わります。

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、これにて、本日の日程を終了します。
次の本会議は明日 12 月 12 日、午前 10 時より再開します。
本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後 0 4 時 0 6 分 散会
